中津川市地域防災計画
～共通予防対策編～

令和８年３月改訂

中津川市防災会議

目　　次

第２章　共通予防対策編 1
第１節　自発的な防災活動の促進 1
第１項　防災思想・防災知識の普及 1
第２項　自主防災組織の育成と強化 4
第３項　ボランティア活動の環境整備 8
第４項　防災協働社会の形成推進 10
第２節　基盤整備対策 13
第１項　土砂災害防止対策（砂防、治山、土地開発） 13
第２項　河川防災対策 18
第３項　都市防災対策 19
第４項　都市排水路計画 22
第５項　防災街区対策 23
第６項　建築物対策 24
第７項　ため池防災、防災営農対策 26
第８項　公共施設等耐震化計画 28
第９項　地盤の液状化対策 29
第１０項　大規模停電対策 30
第３節　避難対策 31
第１項　避難対策 31
第２項　要配慮者・避難行動要支援者対策 39
第３項　避難情報等 43
第４節　危機管理対策 46
第１項　防災体制の確立 46
第２項　広域応援体制・官民連携体制の整備 48
第３項　防災通信設備等の整備 51
第４項　医療・救助・救護体制の確立 54
第５項　緊急輸送等の確立 57
第６項　防災訓練 59
第７項　行政機関の業務継続計画 62
第８項　企業防災の促進 63
第９項　応急住宅対策 65
第５節　必需物資の確保対策 66
第６節　孤立地域防止対策 70
第７節　防疫予防対策 71

第８節　災害防除に関する対策 72
第１項　水害予防対策 72
第２項　火災予防対策 74
第３項　林野火災対策 76
第４項　大規模な火事災害対策 81
第５項　雪害対策 85
第６項　危険物等保安対策 87
第７項　渇水対策 92
第８項　観光施設対策 94
第９項　ライフライン対策 95
第１０項　航空災害対策 97
第１１項　道路災害対策 99
第１２項　原子力災害対策 102
第９節　危険箇所の予防対策 106
第１０節　防災対策に関する調査研究 109
第１１節　文教対策 110
第１２節　防災施設等の整備 114

第２章　共通予防対策編

第１節　自発的な防災活動の促進

第１項　防災思想・防災知識の普及

災害を最小限に食い止めるには、災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から「自らの命は自らで守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、平素から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

１　地域住民に対する普及

県及び市、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、防災に関する講演会、研修会等の開催、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

また、防災知識の普及に当たっては、住民に対して、「自らの命は自らで守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

普及すべき教育内容を以下に示す。

（１）災害に関する一般的知識

（２）災害が発生した（おそれを含む）場合にとるべき具体的な行動

（３）避難方法（避難場所、避難路、危険箇所等）に関する知識
（４）情報の入手方法
（５）非常持出品・備蓄品の準備等、家庭における防災対策
（６）建築基準法等の遵守及び住宅の維持点検・補修・補強、家具・ブロック塀等の転倒防止対策
（７）火災の発生防止、初期消火の方法
（８）応急手当の方法
（９）災害リスク（風水害・地震・土砂災害・天然ダム（河道閉塞）・複合災害等）に関する知識
（10）災害復旧時の生活確保に関する知識
（11）自助を基本とした共助の必要性
（12）自主防災組織の活動と各自の役割
（13）避難行動要支援者を守るための知識
（14）日頃からの反復訓練の必要性と防災訓練への積極的参加
（15）災害ボランティア活動の重要性とその参加
（16）防災関係機関が講ずる災害対策の内容
（17）その他必要に応じて教育すべき事項

２　児童生徒等に対する普及

県及び市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

３　職員に対する防災教育

市は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研修会、検討会等を実施し、人材の育成を図るものとする。

普及すべき教育内容を以下に示す。

（１）災害に関する一般的及び専門的知識
（２）災害対策として現在講じられている対策に関する知識
（３）今後災害対策として取りくむ必要のある課題
（４）職員等の果たすべき役割

（５）防災資機材の使用方法、応急手当等の防災活動に関する知識
（６）災害の発生が予測される場合に取るべき対策の周知
（７）地域で過去に発生した災害による教訓
（８）その他必要に応じて教育すべき事項

4　災害伝承

県、市、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

5　企業防災の推進

県及び市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。なお、企業は、自発的に防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令及び災害対策基本法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第２項　自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、『自分たちの地域は自分たちで守る』という地域住民のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が必要不可欠である。
また、地域の自主防災組織の組織率は 100％だが、組織の自主活動は十分とはいいがたい状況である。自主防災組織の重要性についての認識を広め、更なる地域住民、事業所等の自主防災組織の育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

１　地域住民の自主防災組織

市は、地域住民による自主防災組織の育成強化を推進するものとする。

２　地域住民に対する自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

市は、県や防災関係機関等と連携して、自主防災組織の重要性の啓発をあらゆる方法により実施するとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

３　中津川市地域防災リーダー等による自主防災組織の育成、強化

（１）市と自主防災組織は、互いに連携し、防災人材となりうる住民を人選し、地域防災リーダー（防災士）を育成し組織内に取り入れる、役職・防災担当に任命することにより、自主防災組織の育成強化を図るものとする。

また、自主防災組織は、地域の人材（防災士・医療・介護・建築・土木・消防団員ＯＢ、警察ＯＢ等）の把握に努め、組織内に取り入れるよう努めるとともに、その人材を活用した防災活動の充実を図るものとする。その際、市は、可能な範囲で人材の把握に協力するものとする。

（２）市は、日頃からの防災意識の高揚と災害発生時における防災活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、自主防災組織、消防団、民生委員、女性防火クラブ、社会福祉協議会、小中学校、交番（駐在所）、建設業・医療・介護をはじめとする事業所等、災害時に連携を必要とする組織が連携・協働する地区防災会議（協議会）の設立・育成支援を図るものとする。

４　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、市防災計画に地区防災計画を定めるものとする。その際、地区防災計画に避難行動要支援者に

対する避難支援の役割分担及び支援内容が盛り込まれる場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画との整合性と両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。場合によっては、両計画又は片方の計画の修正に努めるものとする。

市は、消防団や自主防災組織に働きかけ、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

（１）規　模

自主防災組織の規模は、その活動が円滑に行われるような規模とし、区、町内会、事業所等を単位とすることが望ましい。

（２）活動計画

自主防災組織の活動計画は、組織の編成、平常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定めておくものとする。

ア　組織の編成

市から高齢者等避難及び避難指示が発令された場合、地域避難施設として地域の最寄りの避難所を早期に開設し、避難対象住民の人命及び身体の安全確保等を目的とする自主防災組織を編成する。

会長 ――― 副会長
- 情報班（情報の収集伝達）
- 避難誘導班（避難地、避難所への避難誘導）
- 救出救護班（避難行動要支援者、負傷者の救出救護）
- 消火班（出火防止と初期消火）
- 給食給水班（避難所等での水、食料、物資の供給）
- 避難所開設班（地域おける避難所の開設、運営）
- 避難行動要支援者対策班（高齢者、障がい者等の弱者）

イ　平常時の活動

（ア）防災知識の習得・普及活動　…　講演会、ミニコミ紙発行

（イ）危険箇所の点検、防災カルテ・防災マップの作成　…　地域の防災設備や災害危険性について調査・点検し、地図（図上訓練で作成）にまとめて住民に周知徹底

（ウ）防災訓練の実施　…　情報収集訓練、消火、避難、救出救護、給食給水・物資供給

（エ）生活必需品、防災資機材の備蓄　…　災害発生後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄

（オ）避難行動要支援者の把握　…　ひとり暮らし老人、障がい者等の自力活動が困難な人の把握（見守りネットワーク活動と要配慮者支援マップの整備・充実）

（カ）防災点検の実施　…　毎月７日（昭和 43 年８月７日発生のマンホール事件に由来。）を「中津川市防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。点検実施の例（10 か条）は次のとおりである。

個人	家庭	地域
1　消火器の操作方法	1　家族の役割	1　自主防災体制
2　応急手当ての処置方法	2　非常持ち出し品	2　地域住民の把握
3　緊急避難カードの作成	3　火災防止対策	3　避難行動要支援者の避難対策
4　非常持ち出し品	4　家具等の落下・転倒防止	4　地域住民への連絡系統
5　災害情報の入手方法	5　灯油等危険性物質確認	5　防災資機材
6　緊急時の連絡先	6　家族の連絡方法、集合場所	6　警察・消防への連絡系統
7　災害が発生した時の行動	7　お年寄り等の避難対策	7　初期消火資材
8　家具等の落下・転倒防止	8　家の外回り	8　物資等の搬送場所
9　避難場所	9　避難場所までの危険箇所	9　危険箇所
10　避難路	10　避難場所・避難路	10　避難場所・避難路

（キ）地域避難施設の選定　…　各自主防災組織において避難先を選定

（ク）地域内の他組織との連携　…　地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進

（ケ）避難場所、避難地、避難経路の安全確認

ウ　災害発生時の活動

（ア）情報収集伝達　…　地域内の被害状況・被災者のニーズを市等へ報告、防災関係機関から提供された防災情報を住民に伝達

（イ）災害の初期的応急対策　…　出火防止や初期消火等の被害の拡大を防ぐための対策を講ずる

（ウ）救出救護　…　救出用資機材による生埋め者の救出、負傷者の応急手当て、救護所等へ搬送

（エ）避難場所の選定、避難誘導　…　避難指示の伝達、避難場所の選定、避難経路の安全確保、誘導

（オ）炊き出しや救助物資の配分の協力

（カ）避難行動要支援者の支援　…　ひとり暮らし老人、障がい者等の自力避難が困難な人の支援

5　自主防災資機材の整備

次の財政支援等を活用しながら、自主防災活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

※コミュニティ助成（自主防災組織育成事業）（（財）自治総合センター）

6　研修の実施

（１）自主防災組織リーダー研修会

市は、消防団員と連携して、自主防災組織のリーダーの育成を目的とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

（２）各種団体における防災研修

市は、地域に根ざした各種の団体等（防災士、ボランティア等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導するものとする。

７　消防団、交番等との連携強化

市は、自主防災組織と地域防災拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、地域住民の自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等、他の自主的な防災組織と連携強化を図るものとする。

８　その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

（１）施設、事業等の自衛消防組織等

一定規模以上の施設、事業等にあっては、消防法により、消防計画を定め、自衛消防の組織を設置することとなっている。

ア　市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導するものとする。また、地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携強化を図るものとする。

イ　施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努めるものとする。

（２）建設防災支援隊

ア　市が災害応急対策を実施する場合において、地域の建設事業者が、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する。

イ　被災者救出支援に緊急を要するとき、又は災害により通信連絡が不能となり、市が要請できないときは、建設防災支援隊の判断により被災者救出支援を行う。

（３）農業用ダム、ため池の自主防災組織

農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、市、土地改良区、受益者、地域住民による自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行う。

第３項　ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティア活動の必要性・重要性から、市は、各ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため市は、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区、中津川市社会福祉協議会やＮＰＯ・ボランティア等との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の環境整備は、本計画の定めるところによるものとする。

１　ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、中津川市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区並びにＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

市は、行政、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。また、社会福祉協議会は、住民や民生委員、福祉推進員等による地域ぐるみの日常的な要配慮者の見守りネットワーク活動や助け合い活動、ふれあいサロン活動や要配慮者マップづくりの住民向け講習会、地域座談会などを通じて、要配慮者の把握や災害時に備えた体制作りに市と連携して努める。

２　ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ＮＰＯ・ボランティア等の自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

３　災害ボランティアの登録

市は、中津川市社会福祉協議会が中心となって行う、迅速・円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて指導・支援する。また、ボランティアの登録状況について、把握しておくものとする。

なお、中津川市社会福祉協議会は、次の要領で災害ボランティアの登録受付を行う。

（１）対象者

ア　18 歳以上で災害ボランティア活動が可能な者

イ　15 歳以上 18 歳未満で次の条件を満たす者

（ア）グループの活動であること
（イ）グループに 20 歳以上の指導者がいること
（ウ）原則として県内の活動に限ること

ウ　災害ボランティア活動を希望するグループ又は団体

（２）登録後の活動要請

次の場合に社会福祉協議会等からボランティア活動を要請する。

ア　災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ　災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

4　ボランティアセンターの設置

（１）ボランティアセンターの設置

中津川市社会福祉協議会は、市と協議を行い、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、要請側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。また、市は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行うとともに、運営に積極的に参画するものとする。

（２）ボランティアコーディネーターの育成

中津川市社会福祉協議会は、ボランティア関係団体と連携を密にし、ボランティアとして被災地の支援ができる者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの育成、確保に努めるものとする。なお、市はボランティアコーディネーターの育成、確保について支援するものとする。

5　ＮＰＯ・ボランティア等のネットワーク化

市は、災害時に日本赤十字奉仕団を始めＮＰＯ・ボランティア等間の連携行動がとれるよう、中津川市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区及びＮＰＯ・ボランティア等と情報交換会を開催する等、ＮＰＯ・ボランティア等相互間のネットワーク化を図るものとする。

6　廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第４項　防災協働社会の形成推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

過去に起こった大規模災害の教訓や調査分析結果等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、県、市、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

１　災害から命を守る市民運動の推進

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る市民運動」として全世代に向け展開していく。

２　災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

３　男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

4　関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

5　罹災証明の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図るものとする。

6　消防人材・消防団員等の確保・育成

県及び市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして住民の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

7　感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

8　デジタル等新技術を活用した防災対策の推進

県、市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広に検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないよう、きめ細かな支援や取組みを一体で推進するものとする。

9　被災者支援の仕組みの整備

県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第２節　基盤整備対策

第１項　土砂災害防止対策（砂防、治山、土地開発）

荒廃した山地、渓流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害の危険性が高い土地における要配慮者利用施設や避難所等を保全する対策を重点的に実施する。

また、林地の崩壊に伴う災害の復旧又は予防のため、治山事業実施方針に基づいて、その積極的な事業実施を推進するとともに、森林は、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮のため、必要な施設の設置・改良と森林整備を総合的に推進する。

台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発及び土採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う乱開発を未然に防止し災害予防を図る。

１　砂防対策

ア　砂防事業の推進

国及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床や渓岸の安定を図るため、砂防法（明治 33 年法律第 29 号）に基づき砂防指定地を指定し、一定行為の禁止や制限を行うとともに、市と協議の上、対策工事（砂防堰堤等）や砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施するものとする。

砂防施設の整備にあたっては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。

【参照】資料編　２－３土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

イ　地すべり対策事業の推進

国及び県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、都市周辺地区、人家密集区域及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、市と協議の上、対策工事（集水井工等）を実施するものとする。

県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

【参照】資料編　２－３土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

ウ　急傾斜地崩壊対策事業の推進

県は、急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、県及び市は協議して必要な箇所について対策工事（擁壁工等）を実施するものとする。

【参照】資料編　２－３土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

２　土砂流出防止対策

ア　措置命令、停止命令等

市は、土・岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生の恐れがあるときは、事業者等に対して、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

イ　土採取規制条例施行の徹底

県は、条例指定地域内の土採取について、条例所定の届出を徹底させるとともに土砂の流出、林地崩壊等の防止措置を講じさせる。

ウ　岩石採取に伴う土砂流出防止

県は、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に基づく岩石採取に伴い、がけ崩れ、土砂流出の恐れが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、市と連絡の上、必要に応じ岩石採取について災害の防止を図るものとする。

エ　宅地造成工事の規制

県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂流出の恐れが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、市と連絡の上、必要に応じ区域を指定して宅地造成に関する工事について災害の防止を図る。

３　土砂災害防止対策

県は、市と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅

の移転促進等のソフト対策を推進する。

また、県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、土砂災害のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

ア　危険区域等の周知

市は、土砂災害警戒区域等の関係図書を市役所において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップの作成・配布や防災訓練時に図上訓練開催を促すことにより警戒避難に関する事項の周知を行うものとする。

県は、土砂災害警戒区域等のインターネット上の公開や表示看板の設置、土砂災害ハザードマップの原案作成等の市支援を行う。

イ　警戒避難体制の整備

市は、市計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。

岐阜地方気象台及び県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災活動の実施や住民等への避難情報の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難情報の発令対象区域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

4　要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

ア　情報の提供

県は、土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設の調査結果に基づき、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の管理者、防災責任者に対し、市と協力してその旨を周知する。

市は、当該施設の名称及び所在地について、市計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図るものとする。

イ　防災知識の普及

県及び市は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るものとする。

ウ　要配慮者利用施設における防災体制の整備

ａ　施設等における対策

「本章第３節第２項　要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

ｂ　市と施設との連絡体制の確立

市は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど情報伝達体制の確立に努めるものとする。

5　市民への周知事項

（１）平素からの防災措置

がけ地の周囲については、日ごろから見回ることにより、次のようなことを早目に行う。

ア　風で地盤を揺さぶるような大きな木を切る

イ　不安定な土の塊を取り去る

ウ　ビニールシート等でがけを覆い、雨水の浸透を防ぐ

エ　崩れそうな箇所に木に板の柵、石積みを行う

オ　雨水などをがけに流さないように水路を造る

カ　水路が詰まらないように掃除を行う

キ　構造物の異常は、速やかに修理、補強を行う

注：土砂災害警戒区域では、必要に応じて、県知事による防災措置の勧告又は改善命令が発せられることがあります

（２）雨が降った時の心掛け

長雨、強い雨、地震発生後の雨の日には、なるべくがけ地から離れた部屋で休むとともに、雨量情報等の情報収集に努める。

（３）生命、身体を守るための早めの警戒避難

次のような場合には、警戒避難に心掛ける。

ア　立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

イ　渓流の流水が急激に濁り出した場合や流木等が混ざりはじめた場合

ウ　降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険性があるため）

エ　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ　渓流付近の斜面において落石や斜面崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

６　治山対策

市は、山地災害危険地区について県と連携して治山事業の施行促進に努めるとともに、水源かん養林、災害防止林としての森林機能の増進を図り、洪水緩和による災害の未然防止に努める。

ア　県施行事業

ａ　公共治山事業

県は、民有林内の一定規模以上の渓流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。その上で、山地災害発生の危険度が高く、かつ、人家等の保全対象への影響が大きい地区を抽出し、治山対策を進める。

※市内には山崩れ又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある「山地災害危険地区」として、山腹崩壊危険地区

134 箇所、崩壊土砂流出危険地区 281 箇所が把握されている。

【参照】資料編　２－４山腹崩壊危険地区

【参照】資料編　２－５崩壊土砂流出危険地区

ｂ　県単治山事業

県は、民有林内で国庫補助の対象とならない渓流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

イ　国有林治山事業

国は、国有林内の渓流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

ウ　民有林直轄治山事業

国は、民有林区域内において、事業の規模が著しく大であるとき、事業が高度の技術を必要とするとき、事業の利害関係が一県にとどまらないときのいずれかに該当する場合においては、当該保安施設事業が国土の保全上特に重要であると認められるときは、岐阜県知事の意見を聞いて民有林直轄治山事業を実施するものとする。

7　乱開発の未然防止

ア　災害の未然防止

県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。

また、盛土等の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。

県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

イ　施行上の管理

県は、土地開発事業の適正な施行を確保するため、必要があると認めたときは、土地開発業者に対し、施行上における必要な防災措置について助言又は勧告をする。

市は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生する恐れがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

第２項　河川防災対策

治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

１　河川の現状

本市を流れる主要河川は、木曽川、付知川、中津川、四ツ目川、白川、川上川、和田川、落合川、千旦林川、坂本川、飯沼川、阿木川、湯舟沢川とあり、なかでも恵那山系から急傾斜地を流下する中津川、四ツ目川、落合川を中心に付知川、川上川など河川勾配が強く、河川の氾濫、堤防の決壊等の洪水による被害が想定される。また、市内の中小河川の流域は、急激な都市化が進んだため、流域の保水機能、遊水機能の低下、家庭排水等による河川にかかる負担が大きくなり都市型洪水の危険性や水質汚濁の悪化している地域も見られる。そこで、市民生活の安全を確保するとともに、河川機能を維持するため、河川改修の整備を進めている。また、本市の根幹となる河川は、国と県が管理する一級河川であり、河川管理者に河川改修を積極的に働きかけているが、その河川改修には膨大な期間と費用が必要となる。

２　改修

堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握するとともに、市内を流れる準用河川及び普通河川について、緊急度に応じて堤防の維持、狭窄部の拡幅、護岸、雨水貯溜施設、浚渫、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の修繕、整備を促進する。また、砂防指定地内の河川については、上流部に砂防堰堤の築造とその下流部の流路工の整備を促進する。

３　新五流域総合治水対策プラン（新五流総）に基づく治水対策

岐阜県内は、長良川流域や木曽・飛騨川流域、土岐川流域などの 8 つの流域に分かれ、県では、それらの流域面積やそこに流れる河川の規模、更にはその流域における近年の災害発生状況や河川の整備状況などを踏まえ、木曽・飛騨川流域などの５流域において総合的な治水対策プランを作成し、各地域の治水に関する安心・安全を高めていく治水対策を進めている。この総合的な治水対策プランに基づき、河川改修などのハード対策や、情報提供による被害の軽減などのソフト対策を実施することにより、地域の安全度を向上させていく。

４　川の防災情報

県及び市は、インターネットや携帯電話により雨量、河川水位、ダムの貯水位、河川の映像情報等を住民に提供し、同時にその情報の活用方法を普及啓発することによって、適切な避難行動及び水防活動に役立てるようにする。

また、県は、県内全域を放送対象とする放送局等を通して、河川情報など、避難行動につながる情報を県民に積極的に提供していく。

第３項　都市防災対策

土地区画整理事業等による面的整備を計画し、合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、公園緑地等の公共空地、道路等の交通施設、上下水道等の都市施設は、火災、風水害の防災面に重点を置いて都市計画事業を推進する。

１　土地区画整理の充実

市街化区域内の未整備地域における土地区画整理事業の計画がある場合は、併せて道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

２　都市公園の整備推進

公園は、震災時の避難地、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、これらの機能は都市公園整備計画の中でも、環境保全、スポーツ・レクリエーション機能とともに重要視されている。

都市公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。また、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）の改正等に伴い、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポートの公園内設置が限定的に認められた。そこで、これらの制度を活用しつつ、災害時の多目的利用が可能な広場の確保、耐火効果に優れた樹木による緑化などに努める。

特に中津川公園は第１次緊急輸送路（Ｒ19、中央道）の付近にあり、自衛隊等の活動拠点・宿営地、緊急物資集積場所等、多面的に活用するため、当市の総合地域防災拠点施設とする。

３　都市の防災対策

（１）都市防災の推進

密集化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導をする。また、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化に努める。

ア　都市防災の目標

地域の災害特性を踏まえ、都市を構造的に強化することにより、災害による被害を防止、軽減するまちづくりを促進する。

イ　土地利用の規制・誘導の方針

災害に強いまちづくりを目指し、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、基盤施設整備の促進によるオープンスペースの確保、防災上重要な農地、緑地の保全・整備等の総合的、計画的な土地利用施策を推進する。

ウ　防災基盤施設の整備方針

大規模地震時における市街地大火等の災害の発生や拡大を軽減し、災害発生時の避難を可能とするため、避難場所、避難路、防災緑地の整備を推進する。

エ　市街地の整備方針

市街地の災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備や建築物の不燃化を推進し、災害危険性の軽減を図る。

オ　実現化の方針

地震被害想定結果等から、危険性の高い地域は早期整備を進めるものとし、特に、火災による延焼の危険性が高い地域から優先的に避難場所、避難路等の整備、建築物の不燃化の促進等を図る。

（２）防災空間の確保

都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所としての防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

（３）市街地の開発等

ア　市街地再開発の推進

低層の木造住宅が密集し生活環境の悪化した市街地について、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

イ　住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

ウ　土地区画整理事業の推進

都市計画区域の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

４　道路、橋りょう等の整備

（１）道路

道路は、災害時における市民の避難路及び火災の延焼防止の役割を持つとともに、消防、救護活動、緊急物資の輸送活動などに重要な施設であるので、幅員、構造等は、防災的機能を考慮して計画する。また、道路整備事業においては、落石、法面崩壊等による災害防止のため、道路沿い危険箇所、降雨による注意箇所、バス路線危険箇所及び緊急時の避難経路等を考慮し、各種防災工事を実施する。特に水害等により被害の想定される箇所を把握し、補修等対策工事の必要な箇所の指定を行い、緊急度が高く、かつ、実施可能な箇所から順次対策工事を実施していく。

（２）橋りょう

道路の整備に併せて、橋りょうの新設、拡幅及び改築を図る。また、道路防災点検（「道路橋示方書」「道路震災対策便覧」等による）及び橋梁長寿命化計画に基づき、緊急性の高い橋梁について、耐震補強及び補修修繕を実施する。

５　上水道施設の整備

（１）施設の整備強化

水道が生活用水確保のための唯一の手段となり、水道の給水制限、断水が市民生活や都市経済に与える影響は極めて重大なものとなっている。災害時に市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、被災時の給水拠点となる配水池等の補強や増設、配水池等への緊急遮断弁の設置を推進するとともに、強度が低下している老

朽管の更新を進める。

（２）応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施する。

給水方法は、指定避難場所、医療施設、配水池等の拠点給水を原則とし、供給する飲料水は水道水を原則とする。このため、平素より応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、運搬車両、応急給水用備品の整備増強を図る。

（３）災害時の協力体制の確立

水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村あるいは県へ応援を要請し、また応援の要請を受けた場合には、これらに積極的に協力ができるよう、応援・要請体制及び緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

（４）家庭における飲料水等の備蓄

ア　飲料水

１人１日３リットルを目標とし、ローリングストック等により各家庭で備蓄するよう啓発する。

イ　生活用水

調理、トイレ、洗面、清掃等に使用する生活用水の確保のため、平素より風呂水の汲み置き又はポリタンク等による備蓄に努めるよう啓発する。

ウ　応急給水用容器

応急給水用容器としてポリ袋（容量 10 リットル程度）を各家庭で備蓄するよう啓発する。

エ　応急復旧用資機材の確保

応急復旧に必要な資材及び機器の備蓄又は調達体制の整備を図る。

第４項　都市排水路計画

市街地の浸水排除を重点として生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。また、災害の発生に備え、復旧用資材の確保並びに緊急連絡体制及び復旧体制の確立を図る。

１　浸水の防除対策

都市下水路は、市街地に降った雨水を速やかに排除し、浸水による都市災害を防除することを重要な目的の一つとしている。

近年、市街化の開発がみられる地域では、雨水の浸透量や貯留能力の減少が雨水放出量の増大を招き、今後、浸水の拡大が予想される。このため、河川、農業用排水路等それぞれの排水施設が受け持たなければならない機能区分を明確にし、これに基づいた総合的な排水計画の中で、雨水貯溜施設、都市下水路、雨水管渠、雨水排水ポンプ等を整備し、浸水防除対策を推進する。

２　下水道整備方針

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい地域については、都市下水路事業等による雨水管渠整備を行うとともに、降雨時に自然流下不可能な区域については、雨水排水ポンプの設置を図り、市街地の浸水を未然に防止する。

３　下水道施設の防災計画

災害の予防にあたって想定される災害に対処できるように、各施設の状況を把握しておくとともに、不良管渠の補修又は改良に努める。管路施設については、別系統へのバイパス管を設置するなど、設計及び施工に十分防災対策を講ずる。

施設の安全対策そして、ポンプ場における動力源には、一般商用電源、自家用発電機等の組み合わせ、災害時の動力源の事故に対し、危険の分散を図るとともに、防災対策を講ずる。

４　緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実に行えるよう、連絡体制を確立する。

５　復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材の計画的な確保に努める。また、資機材の保管については分散的な管理体制を推進する。

６　復旧体制の確立

被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、市内の各団体をはじめ各事業所、応援協定の締結及び近隣市町村との相互支援体制の確立を推進する。

第５項　防災街区対策

都市の災害防止と土地の快適で安全な利用及び環境の整備を図るため、都市部における防火地域、準防火地域の指定、宅地造成の規制、建築制限、危険区域における住宅の移転促進等により、都市の防災街区を整備する。

１　防火地域、準防火地域の指定

市街地には建築物が密集しているので、火災が発生した場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として防火地域及び準防火地域の指定がなされている。

防火地域・準防火地域は建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域に指定することとなっている。防火地域内の新規の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることと規定されており、準防火地域内の新規の大規模建築物又は高層ビルは耐火建築物、中規模のものは耐火建築物又は準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。

このような制度の活用により建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る。

また、防火地域及び準防火地域以外の地域で災害による延焼の危険性のある地域については、関係機関と協議し建築物の屋根を不燃材料で作り又は葺くように建築基準法第22条に基づき、区域の指定を行い建築物の防災化に努めるものとする。

２　災害危険区域の対策

建築基準法第39条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区として、市内で６箇所が「災害危険区域」として指定されている（平成30年４月１日現在）。当該指定区域内には住居の用途に供する建築物の建築は原則禁止。その他居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造部の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導がなされ安全確保を図る。

また、市内の災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅の移転を促進する。

【参照】資料編　２－６災害危険区域指定箇所

３　宅地造成工事等による災害の防止

宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出等を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする区域の宅地造成工事等は、次のような災害防止上必要な対策及び指導を強化する。

（１）防災パトロールの実施による危険宅地の改善指導

（２）宅地造成工事中における適切なる防災措置の指導

第６項　建築物対策

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

１　建築物防災知識の普及

ア　実施の方法

県及び市は、建築物防災知識の教養普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、県機関誌、インターネットの活用、講演会、説明会等によって行うものとする。

イ　教養普及事項

ａ　既存建物の保全対策

ｂ　建築基準法等の普及

ｃ　政府施策住宅制度の導入

ｄ　中高層融資制度の活用

２　特殊建築物の災害予防

劇場、映画舘、公会堂、学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等、特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第８節第２項「火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。

（１）管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努める。

（２）防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

（３）計画の樹立

多人数を収容し災害により人命の危険が予想される特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等、災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等、防火に関する計画を樹立し、災害時の万全を期するものとする。

３　空き家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

４　公共建築物の不燃化、耐震化

市営住宅、学校等の公共建築物の不燃化、耐震化を推進する。

５　特殊建築物の現場査察

病院、百貨店、ホテル等については、建築基準法及び消防法の規定に基づき、現場査察を実施し、構造上及び防災上欠陥のあるものには、指導及び指示を行う。

６　窓ガラス等、外装材落下防止対策

都市の高密度化に伴い、市内の中高層建築物は近年極めて多くなってきている。これ

ら建築物の中は、地震・台風の場合に窓ガラス、屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険性の高いものが多い。市としては、新築建築物について、建築基準法に基づく指導を継続して行うほか、パンフレットを配布して、市民の意識の高揚を図るなど落下物防止対策を推進する。

7　建築物の防災対策

（１）ライフラインの確保

防災上重要建築物のライフライン系統の不測の事態に備え、水・電力等の備蓄あるいは確保に努める。また、緊急輸送道路の沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

（２）一般建築物の耐震性強化

建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行う。

ア　耐震化に関する市民相談の実施及び知識の普及

「建物耐震相談窓口」を開設し、市民からの建築物の耐震化に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する啓発等に努める。また、住みながら耐震改修できる手法や安価で効果のある耐震改修手法等の開発を進める。

イ　建築士会等の協力

建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立する。

ウ　耐震化についての普及強化

市は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

（３）被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

（４）その他の安全対策

市及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。特に通学路、避難路に面する倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

第７項　ため池防災、防災営農対策

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。
また、災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。防災営農に関する指導等の市の体制は、災害時は「農林班」、平常時は「農政課」が当たるものとする。

１　ため池等整備事業

県及び市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む）等が築造後の自然的・社会的状況変化による機能低下や老朽化による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、地震・豪雨耐性評価を実施し、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。

２　ため池の安全対策

（１）県及び市は、決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

（２）平時においては、ため池の管理者（ため池管理組合等、ため池の水利用者）にて、ため池へ流入し洪水吐けを閉塞する恐れのある物件（枯損木等）の除去や支障のある施設修繕を進める。

（３）毎年１回、ため池の管理者等による防災パトロールを実施し、危険箇所の点検を行う。

（４）豪雨対策及び地震対策として、営農に支障のない範囲で、ため池の水位を下げることにより、貯水量を農業に必要とする利水量にて運用し、安全性及び安定性を高める。

（５）強い地震（震度４以上）が発生した場合、ため池の管理者による防災重点農業用ため池の点検（震度４で６箇所、５弱以上で４１７箇所）を行う。また、大雨特別警報が発表された場合においても、警報が解除された降雨後に防災重点農業用ため池４１７箇所(令和６年３月末現在)の点検を行うが、点検対象のため池が極めて多く、点検に時間を要することから、ため池管理者・市・県の協働で速やかに点検が行える体制づくりを進める。

【参照】資料編　３－２防災重点農業用ため池

３　指導等の実施

（１）指導事項等

県、市及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を徹底するものとし、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行うものとする。

（２）指導等の方法

県、市及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行うものとする。

４　病害虫防除器具の整備

県及び農業団体は、各種災害により併発が予想される病害虫防除に万全を期するため、病害虫防除器具の保全整備に努めるものとする。

５　災害用水稲種子の確保

災害（特に水害）が予想される地域は、災害時における代作用種子を確保するものとし、水稲の再生産に努めるものとする。

第８項　公共施設等耐震化計画

大規模地震災害時には、公共施設等は、応急対策・復旧活動の拠点、市民の避難・救援場所などとして特に重要となる。現在の限られた財政状況では優先順位をつけることにより、総合的・計画的に耐震補強を実施するための計画を定める。

１　建築物の耐震化

市は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として次のとおり指定し、耐震化対策を講ずる。

（１）災害対策本部、災害対策支部･･･本庁舎、総合事務所、地域事務所

（２）指定避難所、一時集積拠点施設･･･学校、○○園、公民館等

（３）医療救護活動拠点･･･病院、保健所

（４）応急活動拠点･･･給食施設、浄水施設等

（５）要介護施設･･･社会福祉施設

２　橋梁の耐震化

本章第２節「都市防災対策」の４の（２）に定める。

３　ライフラインの耐震化

本章第２節「都市防災対策」の５及び本章第８節第７項「ライフライン対策」に定める。

第９項　地盤の液状化対策

揺れの時間が長い、長周期地震動を伴う地震は、地盤の液状化現象の発生可能性があることから、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

１　液状化危険度に関する意識啓発

県及び市は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。

２　液状化危険度調査の見直し

県及び市は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努めるものとする。

３　基幹交通網における耐震化の推進

県及び市は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等、ライフライン復旧の優先順位の整理を行うものとする。

４　堤防の耐震対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化現象等による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の点検及び耐震対策等を適切かつ優先的に行うものとする。

５　ライフライン施設等の液状化対策

県及び市は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など、液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施する。

第１０項　大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

１　事前防止対策

県及び市、電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

２　代替電源の確保

県及び市、事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

県及び市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第３節　避難対策

第１項　避難対策

災害が発生し、又は発生する恐れのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的・量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

１　避難計画の策定

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

また、県及び市は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版の活用も図るものとする。

市計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市に報告するものとする。市は、必要に応じて訓練内容に係る助言・勧告を行うものとする。

また、報告を受けた市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

《避難計画の内容》

（１）避難指示を行う基準

（２）避難指示の伝達方法

（３）避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

（４）避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等

（５）避難場所等の整備に関する事項

ア　収容施設　　イ　給水施設　　ウ　情報伝達施設

（６）避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

２　避難マニュアルの策定

地域分権的対応における避難情報の発令から自主防災組織、消防団等、地域と一体となった避難行動等を定めた避難マニュアルを地域ごとに別に策定する。

３　避難場所・避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル、ホームページ等を活用することに加え、アプリケーション等の有効な手段の整備を検討するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、また、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておく等、避難所の確保に努めるものとする。

また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

【参照】資料編　８－１指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

（１）指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

（２）指定避難所の指定

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄

場所の確保を進めるものとする。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

県及び市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される介護保険施設、障害者支援施設等にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ア　選定基準

・洪水、急傾斜地、土石流、地すべり、がけ崩れ、浸水等を考慮し、災害のおそれのない立地であること。又は、災害に耐えうる構造及び階層であること。
・耐震耐火構造であること。地震により建物が使用できなくなることも考慮し、隣接して空き地があることが望ましい。
・被災者等が避難生活しやすい次のような施設で、多数の者を収容できるものであること。
　ａ　緊急輸送路に近い施設（物資の運搬がし易い）
　ｂ　隣接して広場や駐車場などの空地がある（物資やゴミなどを集積できる）
　ｃ　給食、給水施設などがある（食事等の準備がし易い）
　ｄ　寝泊りがしやすい（宿泊できる）

イ　選定の順序はおおむね次のとおりとする。

ａ　公立小中学校　　ｂ　公民館・体育施設　　ｃ　その他の公立学校

ｄ　その他公共施設　　ｅ　民間施設

ウ　指定避難所の整備

ａ　開設に必要な施設設備…移動式貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機器、非常用電源及び燃料等

ｂ　生活環境を良好に保つための設備…換気、照明、暖房等

ｃ　要配慮者への配慮…スロープ、多目的用トイレ等

（３）地域避難施設の確保

自主防災組織及び自主防災組織連合会等は、より身近で行きなれた近くの避難先を望む地域住民の要望に応え、もって事前避難や避難のしやすさの向上につなげるため、災害時、自主的に開設・運営・閉鎖まで行う地域避難施設を確保し、地域住民に周知するよう努めるものとする。

市は、申請により、一定の要件を満たす避難施設（地域住民等が自主的に開設し、避難者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）を地域避難施設として認定し、避難施設と連携した防災体制の構築を図り、避難施設に対する必要な支援を行う。

〔認定の基準〕

ア　新耐震基準に基づき建築又は改修が行われたものであること。

イ　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の範囲外にあること。

ウ　洪水及びため池の決壊等による浸水想定区域の範囲外にあること。

エ　避難者の滞在に供する主たる場所の床面積が３３㎡以上であること。

オ　避難施設として開設し、運営するためのマニュアルが整備されていること。

カ　避難者を受け入れ、かつ、避難者が一定期間の生活を行うために必要な最低限の資機材を施設又はその敷地内に保有し、又は保有する見込みであること。

（４）地域の緊急避難場所の確保

自主防災組織及び自主防災組織連合会等は、避難のタイミングを逸し緊急的に避難が必要と判断した時に、想定される災害毎に一時的に難を逃れる場所として、複数の緊急避難場所をあらかじめ地域内で話し合い、住民に周知と合意をとっておくものとする。

また、住民に対しては、避難のタイミングを逸し住居内で緊急的に難を逃れる必要がある場合に、河川や山側から離れた部屋へ移動する、２階へ上がる、より頑丈な部屋へ移動するなど、迫りくる災害から少しでも逃れる行動をとれるよう、平常時からの検討を促すものとする。

ただし、これらの行動は、必ず命が助かるものではないことから、事前避難が原則であると認識し、やむを得ない場合のみとる行動である旨を、住民に重々周知を行うものとする。

（５）避難所開設・運営マニュアルの策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容も踏まえ、地域の防災リーダーや自主防災組織と連携し、避難予定者、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む避難所開設・運営マニュアルを策定し、訓

練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見やノウハウを今後の新興感染症が発生した際に活かすため、対応をまとめたマニュアル等の参考資料を別途作成し残すものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

防災訓練時において「避難所開設訓練」を取り入れる等、平素から熟読して災害時において、十分な活用を図るものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

（６）避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

４　避難路の選定

自主防災組織が主体となって、地域住民の理解と協力による地域の実情に応じた避難路を選定する。

５　行政区域を越えた広域避難

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。加えて、市外からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。

県及び市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県及び市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

県及び市は、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

６　帰宅困難者への対応

市街地周辺で公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅

困難者が発生することが予想される。市は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

7　避難所以外への避難者への対応

車中泊を含めて避難所以外へ避難する住民の安否や居場所、健康状態、必要な支援についての情報を、自主防災会等の協力を得て、早期に把握・確認する体制の構築に努めるとともに、災害時には物資の配布や医療支援を行う。

車中泊避難者の「エコノミークラス症候群」発症を防ぐため、予防法を知らせるチラシの配布やテントなどの支援施設・設備等の確保を進める。

車中泊やテントなどでの避難者に対応するため、各避難所に専用のスペースを確保するなどの対策を図る。

また、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

8　高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

市は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応をしつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。

また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備するように努めるものとする。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

9　感染症の自宅療養者等の避難

県の保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

１０　洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

市は、県から洪水浸水想定区域の指定のあったときは、市計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、河川水位等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、洪水浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地について市計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する河川水位等の伝達方法を定めるものとする。

市は、市計画において定められた事項（河川水位等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地）及び県や河川管理者から提供を受けた浸水想定に関する情報について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

１１　土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

１２　避難に関する広報

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、ＰＲ紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深

の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

１３　デジタル技術を活用した被災者支援

県及び市は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。

県及び市は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。

第２項　要配慮者・避難行動要支援者対策

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化・核家族化・規制改革等の社会の情勢によって要配慮者は益々増加することが予想される。県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

１　地域ぐるみの支援体制づくり

（１）市計画

市は、市計画である「中津川市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

（２）避難行動要支援者名簿

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

《避難行動要支援者の範囲》

①要介護認定１～５を受けている者
②身体障害者手帳３級（総合等級）以上を所持する者
③療育手帳Ａ・Ｂを所持している知的障がい者
④精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者
⑤単身で生活する７５歳以上の者
⑥上記に掲げる者に類する特別の事情を有する者であって、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において避難支援等を要すると市が認定した者

（３）個別避難計画

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば

積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

地区防災計画に避難行動要支援者に対する避難支援の役割分担及び支援内容が盛り込まれている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画との整合性と両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。場合によっては、両計画又は片方の計画の修正に努めるものとする。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取り組みに関して、事例や留意点などの掲示、研修会の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。

（４）情報提供と支援体制の強化

市は、市計画に定めるところにより、消防本部及び消防署、県警察、民生委員、自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者に対し、その担当地区又は居住地区に該当する避難行動要支援者に限り、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

また、市は情報提供に際して、避難支援等関係者に対して、守秘義務が課せられていること、施錠可能な場所へ保管すること及び個人情報を取り扱うものを組織内で限定することを説明するとともに、個人情報を無用に共有すること、必要以上に複製を行うなどの利用をすることがないように指導する。

名簿等を提供後には、市は提供先に対して、定期的に名簿等の異動確認を含めて、名簿等の取扱い状況を確認するとともに、避難支援時に災害に巻き込まれる恐れがある場合など避難支援者自身の安全が優先されることなど安全確保について万全を期すよう指導するとともに、自主防災会等の個人情報保護に関する規定が制定されていない組織に対しては定期的に個人情報の取扱いに関する説明を行い、適正な情報管理を図れるよう指導する。

併せて、市は避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者が災害の状況によっては救助に向かえないことを周知し、自ら事前に避難の備えができるように啓発を図る。

（５）避難行動要支援者の移送

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、避難支援者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

２　防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

ア　県及び市

県及び市は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

イ　施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告するものとする。市長は、必要に応じて計画内容及び訓練内容に係る助言・勧告を行うものとする。

３　施設、設備等の整備

ア　県

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。

イ　市

市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システムの設置を行う。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図るものとする。

ウ　県及び市

県及び市は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。

県及び市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

県及び市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報

の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

エ　施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。また、長期停電に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

オ　二次避難の検討

県及び市は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受け入れ可能なホテル・旅館等の確保に努めるものとする。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。

さらに、被災者の希望を踏まえたホテル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討するものとする。

4　人材確保とボランティアの活用

ア　県

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

イ　県及び市

県及び市は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

ウ　施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

5　外国人対策の推進

災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時からやさしい日本語や多様な言語及び手段・経路を通じての基礎的防災情報の提供を行い、防災知識の普及を図るとともに、やさしい日本語や多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布やインターネット、ソーシャルメディアなど多様な手段を用いた、やさしい日本語や多言語による災害情報等の提供に努める。また、外国人の受入れ研修等を行い、災害時の円滑な対応を図る。さらに、外国人防災リーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化の推進に努める。

第３項　避難情報等

平成 16 年に発生した新潟県や福井県での集中豪雨や台風の被害者は 220 名に達し、その半数が 65 歳以上の高齢者等の避難行動要支援者であった。
避難指示を的確なタイミングで行うため、及び自主避難の体制を確立するためには、警戒水位等の目安や連絡・指示系統の明確さが必要である。

１　警戒すべき防災情報

近年発生している災害の傾向として、大規模地震や局地的大雨、集中豪雨等に伴うがけ崩れ、土石流の発生、河川の氾濫等により多くの人命、財産が失われている。

これらの災害から住民の安全を図るため、次の事項について災害への警戒を周知し、住民による自主防災組織、自主避難等の体制を確立し、災害による被害の軽減に努めるものとする。

（１）警戒水位

洪水による災害の発生が起こるおそれのある場合における警戒水位は、次のとおりである。

河川名	区域	水位名			
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
中津川	中津川市尾鳩砂防えん堤から木曽川合流点まで	１．５０ｍ	２．００ｍ	２．２０ｍ	２．５０ｍ
木曽川	（左岸）中津川市山口字賤母の長野県境から山の田川合流点まで （右岸）中津川市坂下字上鐘から山の田川合流地点まで	７．００ｍ	８．３０ｍ	８．５０ｍ	８．８０ｍ

（２）土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。

・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

（３）気象警報等

気象庁（岐阜地方気象台）は、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに警報を発表する。重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想されたときに特別警報が発表される。

（４）水防警報等

岐阜県知事は、中津川・木曽川（水位周知河川等に指定された河川）に氾濫等のおそれのある場合は、次のとおり情報を発表する。

種類		発表基準
水防警報	準備	氾濫注意水位に到達
	解除	氾濫注意水位を下回り、１～２時間程度経過後に判断
	情報	適宜
氾濫警戒情報		避難判断水位に到達
氾濫危険情報		氾濫危険水位に到達
氾濫発生情報		・破堤したとき。 ・水位周知区間に氾濫危険情報【警戒レベル４相当情報】が出ており、「氾濫ブロック図」の「家屋ありブロック」で、越水・溢水が発生したとき。 ・当該河川水により大規模な道路冠水等が発生したとき。 ・氾濫発生情報発表のための基準水位計が、「氾濫開始相当水位」に達したとき。

（５）緊急地震速報

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度、長周期地震動階級を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことで、強い揺れ（震度５弱以上または長周期地震動階級３以上）が予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、気象庁から発表される。

※中津川市は、岐阜県美濃東部として発表。

２　避難情報

（１）避難準備情報

市は災害対策基本法第６０条に定める避難指示のほか、高齢者や障害のある人をはじめとする避難に時間を要する人が、危険な場所から立退き避難を開始するとともに、それ以外の人も必要に応じ、普段の行動の見直し、避難準備、自主的に避難することを呼びかける高齢者等避難を発令する。

（２）避難情報の類型

種類	発令時の状況	住民が取るべき行動
高齢者等避難	災害が発生するおそれがあり、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	・高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。 ・「立退き避難」（※１）を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」（※２）することも可能である。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 ・地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

避難指示	災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	・危険な場所から全員避難する必要がある。 ・「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

※1　立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることから、その場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動すること。

避難先例として、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、集会所・緊急避難場所等がある。

※2　屋内安全確保：立退き避難が最も望ましいが、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合に、自らの判断でとる行動である。

ただし、自宅・施設等について、少なくとも「家屋倒壊等氾濫想定区域に立地していない」、「浸水しない居室がある」、「一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できる」必要がある。

第４節　危機管理対策

第１項　防災体制の確立

交通・通信網の途絶、市庁舎・職員自身の被災等を考慮し、迅速かつ複合的な体制の確立を図る。

１　防災組織の充実

（１）中津川市防災会議

防災に関する基本的事項を審議するとともに、防災関係機関相互の連携に資するため、災害対策基本法第16条の規定に基づき、中津川市防災会議を設置し、随時開催する。

（２）中津川市災害対策本部

災害対策基本法第23条の２の規定に基づき、中津川市地域防災計画に基づく災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

２　配備体制

市災害対策本部の設置及び体制は、次の３段階４区分によるものとする。

種別		配備基準	配備対応	
			本部	支部
第１配備	準備体制	１　次の注意報のうち、いずれかが市内に発表されたとき。 （１）強風（風雪）注意報 （２）大雨（大雪）注意報 （３）洪水注意報 ２　その他、市長が必要と判断したとき。	自宅待機 〔総務部〕 〔建設部〕 〔消防本部〕	自宅待機
	準備体制Ⅱ	１　市内において震度３の地震が発生したとき。 ２　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。 ３　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ４　河川の水防団待機水位を超過したとき。	配備体制 〔総務部〕 〔消防本部〕 自宅待機 〔建設部〕 〔医療福祉部〕 〔市民部〕 〔環境水道部〕	自宅待機
	初動体制	１　次の警報のうち、いずれかが市内に発表されたとき。 （１）暴風、暴風雪警報 （２）大雨、大雪警報 （３）洪水警報 ２　市内において震度４の地震が発生したとき。 ３　その他、市長が必要と判断したとき。	配備体制 〔総務部〕 〔建設部〕 〔医療福祉部〕 〔消防本部〕 〔市民部〕 〔農林部〕 〔環境水道部〕 自宅待機 〔その他各部〕	配備体制
	初動体制Ⅱ	１　東海地震注意情報が発表されたとき。	地震災害警戒準備本部設置	地震災害警戒準備支部設置

第２配備	警戒体制	１　市内に土砂災害警戒情報が発表されることが予想されるとき。 ２　河川の氾濫注意水位を超過したとき、又は水防警報が発表されたとき。 ３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ４　市内において震度５弱の地震が発生したとき。 ５　その他、市長が必要と判断したとき。	災害警戒本部設置	災害警戒支部設置
	警戒体制Ⅱ	１　東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられたとき。	地震災害警戒本部設置	地震災害警戒支部設置
第３配備	非常体制	１　市内の広範囲にわたって災害が発生するなど大規模な災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるとき。 ２　市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ３　河川の避難判断水位を超過したとき、又は氾濫警戒情報が発表されたとき。 ４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ５　震度５強以上の地震が発生したとき。 ６　災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 ７　特別警報が発表されたとき。 ８　大雨特別警報の基準値となる格子が出現したとき。	災害対策本部設置	災害対策支部設置

職員の配備指令は、各配備区分に従い総務部長が決定し、指令を発する。なお、第１配備から第３配備のほか、総務部長は必要に応じ各課の職員に対し配備指令を発することがある。

第１配備、第２配備の体制は、部で別に定めることとする。

３　防災活動拠点の整備

災害応急活動の中枢拠点となる施設の整備に努め、防災拠点相互の有機的な連携を保つために情報のネットワーク化を図る。

（１）市防災応急活動拠点の整備

市庁舎の耐震化を図り防災活動拠点の機能確保に努める。

（２）地域防災拠点の整備及び連携の確保

地域防災拠点等の整備に努め、防災拠点相互に有機的な連携を保つために情報のネットワーク化を図る。

〔中津川市災害対策本部組織表〕

総則編第１章第５節「市災害対策本部の組織」によるものとする。

第２項　広域応援体制・官民連携体制の整備

災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体等と相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制や民間事業者等との連携協力体制の整備を図るものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

１　県域を越えた広域相互応援

（１）市は、必要に応じ、大規模災害において同時に被災する可能性の少ない県外の市町村又は、姉妹都市との間の相互応援協定の締結を検討するものとする。

なお、災害時には、初期段階での人命救助等の応急対策活動の着手が最も肝要であることから、５～１０時間に到着できる近畿地方の市町村との協定締結を基本方針とする。

【参照】資料編　１４災害時応援協定一覧

協定締結基本方針イメージ

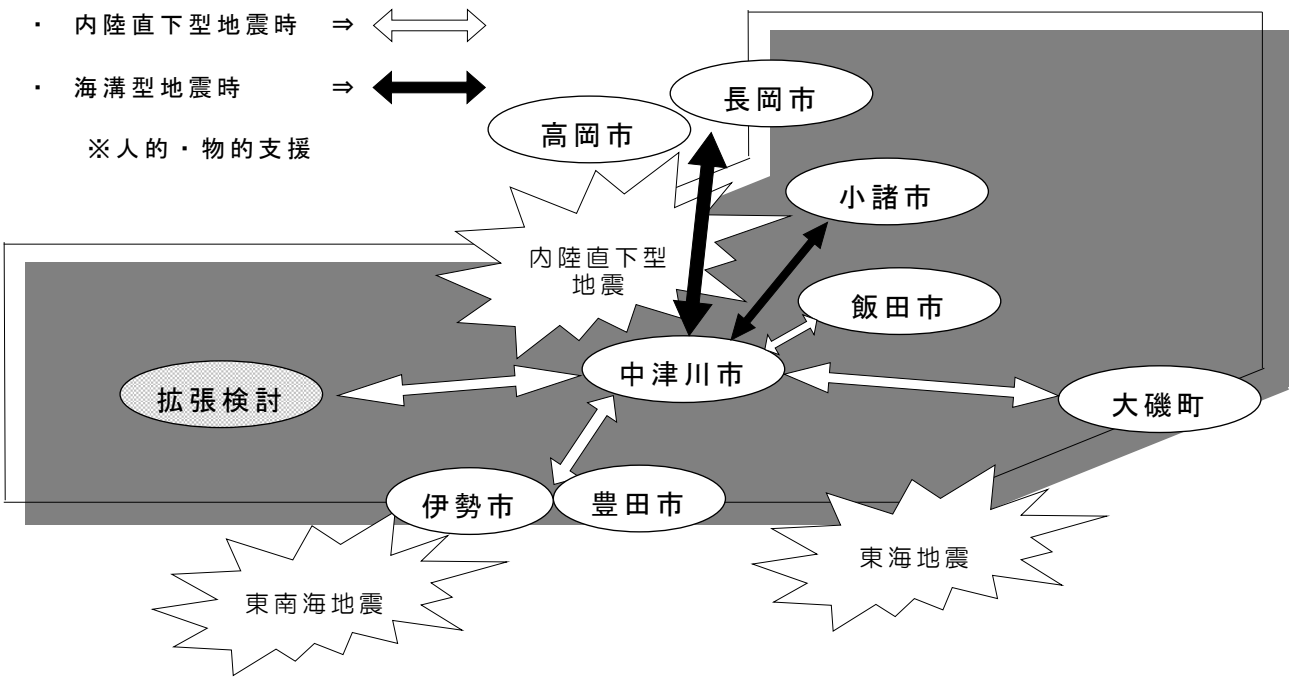

（２）県が中部９県１市と相互応援協定が締結されたことから、協定県及び市の応援を県に要請する。

（３）県及び市は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておくものとする。

（４）全国からの応援制度の活用

県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

２　県内相互応援

（１）広域消防相互応援体制

県及び県内市町村は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき消防に関し相互に応援するため、「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結しており、大規模災害が発生した場合に広域的な消防力の応援が行われる。

（２）災害時相互応援体制

県及び県内市町村は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、災害時の応急措置に関し相互に応援するため、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結しており、県及び県内市町村へ応援を要請する。

なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、災害時においては、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えておくこととする。

３　市内事業所等との積極的な応援協定の締結

市は、災害時における生活必需品や各種資機材の確保、災害応急対策や復旧等に資する協力を民間事業者等から得るため、市内事業所等と災害時における協力協定を締結しており、今後も必要な内容を検討し、協定を締結していく。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、県及び市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

【参照】資料編　１４災害時応援協定一覧

４　その他の応援体制

市は、岐阜県災害時広域受援計画に基づき、岐阜県に大規模災害が発生した場合に想定される県外からの救援物資や消防、警察などの広域部隊の要請や受入れ体制を確立しておくものとする。

（１）緊急消防援助隊

県内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な救助体制として「緊急消防援助隊」が設置されている。県内で発生した災害の初期消火・救助活動を迅速に行うため、国の緊急消防援助活動を県内の災害にも活用できるようにする。この「緊急消防援助隊」は県防災隊の一員として活動し、市は県支部を通じて災害時の要請をすることができる。

（２）警察災害派遣隊

国内大規模災害に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、高度の救出能力と自活能力を有する「警察災害派遣隊」等が管区警察局単位に設置されている。市はこれにより、県支部を通じ災害時出動の要請をすることができる。

（３）広域航空消防応援

市が消防組織法第 44 条の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請するときは、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」によるものとする。

（４）広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート

ア　応援要請の際、明示すべき事項

（ア）要請先都道府県

（イ）要請者・要請日時

（ウ）災害の発生日時・場所・概要

（エ）必要な応援の概要

イ　応援の種別

（ア）調査出動･･･現場把握・情報収集・指揮支援等

（イ）火災出動･･･消火活動

（ウ）救助出動･･･特別な人命救助活動(付随する救急搬送含む。)

（エ）救急出動･･･救急搬送（ウを除く。）

（オ）救援出動･･･救援物資・資機材・人員等の輸送

５　受援体制の整備

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第３項　防災通信設備等の整備

災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備や体制の確保に努める。

１　市防災行政無線の整備

市は、本庁舎と拠点施設との連絡手段として、また、住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報系無線通信施設を備えている。

平常時からの定期的点検及び随時に実施している保守点検を今後も実施するとともに、迅速で的確な運用の習熟に努める。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

【参照】資料編　７－２中津川市防災行政無線施設

２　県防災行政無線等の整備

県は、電話やインターネット等 が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。

３　県警察、消防その他の防災関係機関の防災用無線の整備

県警察、消防その他の防災関係機関は、通信の確保を図るため、無線通信施設の整備拡充に努める。

４　防災相互通信用無線の整備

県、市町村及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努めるものとする。

市は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

５　非常時の通信体制の整備

県、市及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。

※非常通信（電波法第 52 条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

県、市及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

６　ＮＴＴ西日本株式会社の災害対策用無線の整備

ＮＴＴ西日本株式会社は、災害時における通信を確保するため、これら災害対策用無

線等の整備に努めるものとする。

7　その他通信網

（１）衛星携帯電話による通信

大規模災害が発生し、有線施設等の施設が被害を受け、通信不能となった場合や、孤立地域との非常通信手段として衛星携帯電話により通信を確保する。

（２）アマチュア無線

災害時における非常通信体制を確保するため、平成 18 年４月「中津川市災害無線通信奉仕協力員設置要綱」を定め、災害無線通信奉仕協力員証を市長名で交付するなど、アマチュア無線団体との連携体制を整備している。

（３）市民安全情報ネットワーク等

市民との情報連絡手段として、携帯電話のメール機能を活用した「市民安全情報ネットワーク」を整備している。その他の方法として市広報車・消防車両（消防署、消防団等）による巡回等により補完されている。

また、市内外へ被災情報、支援情報、生活情報等を提供するため、インターネットの積極的な活用を検討し、より有効な災害時通信体制の整備を図る。

（４）公共安全モバイルシステム

平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図るものとする。

8　その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

県、市及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等の整備に努める。

9　情報収集・伝達方法の多様化

（１）ヘリコプターによる情報収集

県防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターは、県は震度 5 弱以上、自衛隊は震度 6 弱以上の地震が発生した時に、自主的に情報収集活動を行う。

（２）災害現場からの情報収集

県及び市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

10　情報システムの高度化

（１）道路被害情報通信システム

災害時の道路に関する被害・規制情報について、関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築を検討する。また、道路管理者は、道路情報提供システム等により、通行規制情報の円滑な提供に努めるものとする。

（２）情報収集・連絡システム

画像監視カメラ等、デジタル通信による情報収集・連絡システムの導入について検討する。また、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、スマートフォン、タブレット端末等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

特に、近年ゲリラ豪雨の危険性が高まっていることから、ライブカメラや GIS 情報及び地元住民からの情報を活用し、避難の必要性と併せて、情報の収集・連絡システムの構築に努める。

市は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第４項　医療・救助・救護体制の確立

大規模な災害の発生時には、多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。
また、災害時に大量に必要となることが想定される医薬品等を確保・調達する体制を整備する。

１　救助施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣、空気呼吸機等の救出用資機材について、有事の際にその機能が有効適切に運用できるように整備、改善、点検に努める。また、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の整備拡充にも努める。

【参照】資料編　４－４消防車両及び救助用資機材保有状況

２　医療救護活動体制の確立

市は、災害時の迅速な医療救護を実施するため、恵那医師会、中津川歯科医師会、中津川薬剤師会と連携し医療救護班を編成し、自主防災組織を活用して医療救護体制の確立を図る。

３　地震災害等医療救護計画の策定

市は、医療救護活動体制を確立し、医療救護活動に万全を期すため、医療機関の協力の下に、地震災害等医療救護計画を策定する。

（１）医療救護施設（救護所、救護病院）の設置

（２）（１）以外の医療機関への対応

（３）搬送体制

（４）医療ボランティア受入れ体制整備

４　県の体制

市、県は、医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るため必要な医療体制の整備拡充を図るものとする。

（１）後方医療体制の確立

県は、市が行う医療救護活動体制の確立について協力するとともに、広域救護病院等の後方医療体制の確立を図る。

（２）災害医療コーディネートチームの設置

県は、災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。

県は、災害時の医療機関との連携強化のため、災害医療コーディネーターの養成を促進するものとする。

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。

（３）広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、市、消防機関、医師会その他医療機関を相互に結び、災害時における空ベッド、医療従事者、道路等を迅速かつ的確に把握できるシステムを構築する。また、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

（４）広域搬送拠点の整備

県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、広域医療搬送拠点を県内２箇所（各務原市、高山市）に整備する。市も地域の実状に応じて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。また、市は、必要に応じて県との調整のもと、ドクターヘリの要請、受入れ、活用を図るものとする。

なお、広域医療搬送拠点には、関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構等）と協力しつつ、広域後方医療施設への重症者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や安定化措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

（５）災害拠点病院の整備（中津川市民病院）

県は、災害時において医療救護の拠点となる病院を平成８年度に選定したが、さらに継続的医療提供体制を整備する。また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

ア　基幹災害拠点病院…岐阜県総合医療センター、岐阜大学医学部附属病院
　　地域災害拠点病院の機能＋災害医療に関する研修機能

イ　地域災害拠点病院…（岐阜赤十字病院、大垣市民病院、木沢記念病院、中津川市民病院、高山赤十字病院、岐阜市民病院、松波総合病院、中濃厚生病院、岐阜県立多治見病院、久美愛厚生病院）

（ア）医療救護チーム育成・耐震化促進・貯水槽・自家発電装置整備

（イ）医薬品・医療整備材料の備蓄・ヘリポート整備等

（ウ）災害医療支援機能

ａ　重篤救急患者の救急医療を行う高度診療機能

ｂ　患者の受け入れ、搬出を行う広域搬送機能

ｃ　自己完結型医療救護チームの派遣機能

ｄ　地域医療機関への応急用資機材の貸出機能

５　医薬品等の確保

市は、次のとおり医薬品等の確保体制に努めるものとする。

（１）救急医薬品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

（２）医療用血液の備蓄（東海北陸ブロック血液センターと協議のうえ、愛知県赤十字血液センター又は岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

６　効率的な医療の確保

（１）技術の取得及び研修

効率的な医療を確保するため、医療機関と連携して、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の研修を実施する。トリアージの基準例については、県防災計画（地震対策編）第２章第２節第４項に定めるところによるものとする。

（２）災害医療の普及・啓発

心肺蘇生法、応急手当、トリアージに関し、市民への普及・啓発に努める。

第５項　緊急輸送等の確立

県は、災害情報の収集、人命救助、救援物質の輸送等、迅速な災害救助を行うため、市に緊急離着陸場を設定するとともに、県及び市は、防災関係機関の協力を得て、常にその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、緊急離着陸場の機能の確保を図るものとする。

また、大規模災害発生時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

１　緊急離着陸場の選定

道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災の空中消火の基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設ける。

【参照】資料編　５－１岐阜県防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧

【参照】資料編　５－２ドクターヘリコプター緊急離着陸場一覧

２　ヘリポート等の整備

市は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、行政等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、救助用スペースの設置の指導を図り、また緊急離着陸場においても、ヘリコプターの離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努めるものとする。

３　緊急輸送道路の指定及び整備

県は、県内の道路を災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

また、緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、広域的な代替ルートとして機能する高速道路等の整備や、防災拠点への通行を確保する道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面対策等を進めていくものとする。

（１）第１次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

（２）第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と知事が指定する地域防災拠点（市役所、県土木事務所等）を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

（３）第３次緊急輸送道路

第１次・第２次緊急輸送道路と知事が指定する地区防災拠点（連絡所、避難場所等）を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

【参照】資料編　５－３緊急輸送道路一覧

４　一時集積配分拠点の設置

災害が発生した場合において、被災地の物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するために、一時集積配分拠点候補施設を被災地周辺に確保し、市へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として設置する。

また、必要に応じて、中継拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置等の環境整備を推進するものとする。

【参照】資料編　５－４一時集積配分拠点施設一覧

５　緊急通行車両の周知・普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第６項　防災訓練

災害時において、市計画に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。

１　訓練方法

市、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等は、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、実地又は図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別あるいは合同して訓練を行う。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。あわせて、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。

（１）応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関　の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

（２）住民の防災意識の高揚

住民１人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図る。

（３）連携した取り組み

訓練には、自主防災会組織及び住民はもちろんのこと、防災士、医療関係者など多様な人材とともに連携して訓練に取り組むよう努める。

（４）要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

（５）広域災害の想定

地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

（６）訓練の検証

市等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練の成果を取

りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

2　総合防災訓練

市は、防災関係機関と合同で、災害が予想される季項前において、次表に示す各種の基礎訓練を効果的に組合せ、訓練を実施する。

なお、毎年９月１日前後の日曜日に、自主防災組織を主体とした地域分散型の各地域の特性を反映させた訓練を実施する。訓練の回数や内容は各地域で決定し、市はこれらの支援を行っていく。

訓練種目	主な訓練実施機関
気象警報等伝達訓練	市、関係機関、自主防災組織、住民
本部開設運営	市、関係機関
情報収集・伝達	市、関係機関、自主防災組織、住民
通信訓練	市、関係機関
避難訓練、避難誘導	市、消防団、消防機関、警察機関、自主防災組織、住民
救出訓練、救出救護	消防機関、警察機関
消防、水防訓練	消防団、消防機関
大規模土砂災害対応訓練	市、県、中部地方整備局
協定に基づく訓練	市、災害協定締結機関

3　各部門別訓練

市の各施設においては、防災訓練計画をたて、それぞれ実施するものとする。

訓練の回数及び訓練科目はおおむね次の通りとする。

なお、民間における不特定又は多人数の利用施設あるいは収容施設等においても、下記に準じ防災訓練を実施するよう指導する。

施設	回数	科目
保育所及び幼稚園	毎月１回以上	初期消火訓練 警報等の伝達訓練 避難訓練 地震対策訓練 夜間訓練
市民病院	２月に１回以上	
小中学校	毎学期に１回以上	
社会福祉施設	年２回以上（入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を１回以上実施する。）	
文化会館	半年に１回以上	
市庁舎	１年に１回以上	

4　地域における訓練

地域の組織（区長会連合会、自主防災組織等）は、それぞれの地域特性に応じた訓練計画を定め、自主的な訓練を実施するとともに、市が計画する総合防災訓練等に関係組織として連携して総合的な訓練を実施する。

5　その他の訓練

市及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で訓練を実施するものとする。

（１）災害警備

（２）気象警報等の伝達

（３）災害応急対策従事者の動員

（４）災害情報等収集・伝達

（５）道路交通対策及び緊急輸送対策
（６）土砂災害対策
（７）情報連絡員や応援職員等の派遣　　など

第７項　行政機関の業務継続計画

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に支障をきたすことが考えられる。大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める。

１　業務継続計画の策定

市は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画の策定に努める。

計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。

２　実効性のある業務継続体制の確保

市は、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うことにより、実効性ある業務継続体制を確保する。

３　職員の派遣体制の確立

市の機能が壊滅した場合には、県職員や他市町村職員などを速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

４　個人情報等の分散保存

市は、業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等、情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

第８項　企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「ＢＣＰ」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

県、市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、ＢＣＰの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

１　企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐水害化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「ＢＣＭ」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（１）生命の安全確保

顧客等、不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等、業務に携わる者の安全を確保する。事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（２）二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みを進める。

（３）地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

２　企業防災の促進のための取り組み

県、市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、ＢＣＰの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスを行うものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（１）ＢＣＰの策定促進

ア　普及啓発活動

企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発する。

イ　情報の提供

企業がＢＣＰを策定するためには想定リスクを考える必要があり、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

（２）相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

第９項　応急住宅対策

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

１　供給体制の整備

市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、必要戸数分の建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるものとする。

２　民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図るものとする。

第５節　必需物資の確保対策

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。
また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

１　備蓄の基本方針

大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、本計画の定めるところによるものとする。

また、県及び市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

県は、被害市町村が複数に及ぶ場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件をとりまとめ、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

（１）個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応する。災害発生直後の一週間分（介護食・離乳食・アレルギー対応食等の食事に配慮が必要な方は１０日間分）の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとし、市はその啓発に努めるものとする。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの家庭での備蓄を推進するとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

また、上記に限らず、キャンプ用品や蓄電池、カセットコンロ等の災害時に代用可能なもの、風呂水を活用した生活用水の確保、止水対策物品等、災害時に必要と

されるものの備蓄や対策を家庭にて率先して行うものとする。

（２）市備蓄

市は、市内流通備蓄及び協定先からの物資供給で賄うことを基本として、災害時直ちに必要なもの・緊急に必要なもの・流通備蓄が不足するおそれのあるものを勘案し、個人備蓄を補完する形で、食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ・常備薬・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布等避難生活に必要な物資や、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

救急救助に必要な資機材については、専門性の高い資機材は、建設業等の事業所で保有する資機材の活用を考慮しながら市で備蓄に努めるが、一般家庭に広く流通しているもので代用可能な資機材については、家庭及び地域にて保有に努め、災害時に活用するものとする。

そのため、市は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、平常時からの効率的な運用を心掛けながら、早い段階から使用されるものとそうではないものを考慮した集中備蓄と分散備蓄を行い、できるだけ指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄に努めるものとする。

また、自主防災組織において地域の実情に合わせた必要な備蓄を行うものとする。

なお、市の備蓄計画は、防災備蓄整備計画（10ヵ年）を策定し、備蓄に努めるとともに、炊き出しを行う施設かつ炊き出し機能を備える下記の施設に、あらかじめ食料の備蓄を行い、被災した際に活用するものとする。

施設名	備蓄可能数
坂本学校給食共同調理場	４，５００食

（３）県備蓄

県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要となる物資、資機材を迅速に輸送・配分できるよう分散備蓄の充実を図るものとする。また、流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努めるものとする。

２　食料及び生活必需品の確保

（１）市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保供給するため、あらかじめ次の措置に努めるものとする。

なお、市の食料の備蓄に当たっては、アレルギー対応食品への切り替えを推進していくものとする。

ア　緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定

イ　緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能であり、市中流通の混乱の少ない業者を中心に、調達に関する協定を締結する。

ウ　緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

エ　公共備蓄すべき物資の備蓄

オ　緊急物資の集積場所として、緊急輸送道路・ヘリポートとの位置関係から選定した一時集積配分拠点施設を利用

カ　住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

キ　炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）、必要に応じ炊き出しに関する協定の締結

ク　老朽化等の整備に併せて、被災した際に炊き出し等の支援を行うことができるよう学校給食施設を整備し、備蓄機能や炊き出し機能をもたせる

（２）住民は、次のとおり、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努めるものとする。

ア　一週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄

イ　アのうち、非常持出品の準備（非常食品、通信連絡機器（携帯電話、充電器）、生活用品（寝袋、携帯簡易トイレ、ティッシュ、タオル、生理用品、紙オムツ、常備薬等）、防災用品（ヘルメット、懐中電灯、軍手等）等）

ウ　自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進）

（３）病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛けるものとする。

３　飲料水の確保

（１）市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じるものとする。

ア　岐阜県水道災害相互応援協定及び日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成

イ　応急給水用資機材等の整備

（ア）飲料水兼用貯水槽、鋼板プール

（イ）給水タンク、可搬式ろ過機、給水車

ウ　湧き水、井戸水の水質検査による飲料水の把握

エ　管工事協同組合等との協力体制確立

オ　復旧資材の備蓄

カ　住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

（２）住民は、次のとおり、災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努めるものとする。

ア　家庭における貯水

（ア）１人１日３リットルを基準とし、世帯人数の一週間分を目標に貯水する。

（イ）貯水する水は、水道水等、衛生的な水を用いる。

（ウ）貯水容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

（エ）上記とは別に、生活用水として、風呂水を溜めておく等の対策を行う。

イ　自主防災組織を中心とする飲料水の確保

（ア）給食給水班（物資供給班）の編成

（イ）地域の井戸、泉、河川、貯水槽等、飲料水への利用可能な水の把握

ウ　応急給水用資機材の確保

可搬式ろ過機、ポンプ、給水タンク、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ

袋、燃料等

（３）病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入所者等の滞在に必要な量の備蓄に心掛けるものとする。

４　防災資機材の確保

（１）市は、防災資機材の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア　防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄

市が備蓄する資機材…情報通信機器及び防災・救助活動用資機材、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等

イ　重機類借上げ等に関する協定の締結

当市は、平成 15 年及び平成 17 年に各建設業協会と協定の締結をしており、災害発生時においてはこの協定により、重機類及び要員の借上げ等を行うものとする。

【参照】資料編　４－１防災備蓄倉庫及び水防倉庫一覧

（２）自主防災組織は、地域の実情に合わせた必要な防災資機材の備蓄整備に努め、地域防災力の向上を図る。その際、平常時からの活用及び適切な管理に心掛けるとともに、地域住民の保有する資機材の把握やその使用について協力を取り付けておくよう努める。

５　緊急輸送拠点の整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

６　物資支援・必要資機材の事前準備

県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

県は、水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の強化や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄コンテナの整備に努めるものとする。

７　支援物資の輸送体制の整備

市は、県や民間物流事業者などと連携し、調達から避難所までの輸送システム構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

第６節　孤立地域防止対策

本市は、市域の約８割を森林が占めた中山間地域であり、その中を縦横に河川が流れ、中山間地特有の小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

１　孤立予想地域の実態把握

県及び市は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき避難行動要支援者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。

【参照】資料編　３－４孤立予想地域

２　通信手段の確保

通信手段については、電話、防災行政無線、インターネット、携帯電話、アマチュア無線を有効的に利用する他、孤立予想地域における総合事務所に衛星系携帯電話の整備や自主防災リーダーに対し、移動系無線等、双方向可能な通信手段を講じていく等、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

３　孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある地域に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進するものとする。

４　防災ヘリコプター緊急離着場の整備

孤立予想地域周辺の道路等が寸断される状況を想定し、防災ヘリコプターが緊急離着陸できるような場所を整備するものとする。

５　避難場所の確保

孤立予想地域ごとに避難場所となり得る公民館等の施設の確保を行うものとする。

６　備蓄

備蓄については、孤立地域内で地域完結型の生活が維持できるように、住民や自主防災組織に対し食料品等の備蓄が推進されるよう指導に努める。

７　その他

県及び市は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第７節　防疫予防対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が発生し、蔓延する危険性が高い。
市は、感染症の発生等を防ぐため、的確かつ迅速な防疫活動を行う体制を確立する。

１　防疫体制の確立

地震災害時における防疫班体制は、次により行う。

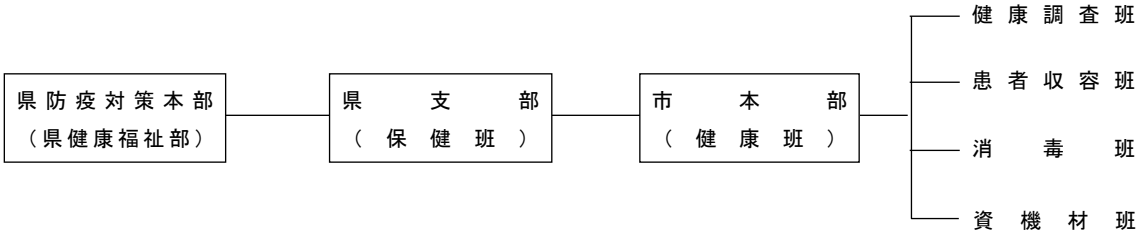

２　防疫用薬剤等の備蓄等

市は、恵那保健所、中津川薬剤師会と連携して防疫用薬剤及び資機材を備蓄するとともに、調達計画を確立する。

３　感染症患者の隔離体制の確立

市及び県は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、医療機関等の診察体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第８節　災害防除に関する対策

第１項　水害予防対策

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「中津川市水防計画」によるものとするが、水害と関連のある予防対策については次に定めるところによる。

１　道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、施設点検等により状況把握を行うものとする。防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

２　水害リスクの開示

県及び市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

このため県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（洪水浸水想定区域図等）の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定等を行う。

市は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。ハザードマップの策定に当っては、県は支援を行うものとする。

また、県及び河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、市のタイムライン策定を支援する　。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

３　防災知識の普及

県、市、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

県及び市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家

の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

4　体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

5　要配慮者利用施設における防災体制の整備

「本章第３節第２項　要配慮者・避難行動要支援者対策」による

第２項　火災予防対策

大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

１　火災予防の指導強化

（１）地域住民に対する指導

市は、消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行う。

ア　火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓

イ　住宅用火災警報器の普及促進

ウ　感震ブレーカーの普及促進

エ　初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法

オ　火災予防条例の周知、徹底

（２）防火対象物の管理者等に対する指導

県は、危険物取扱者保安講習等により、災害時の防火対策等について教育する。

市は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

ア　防火対象物及び消防設備の耐震性の確保

イ　消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、地震対策を含めた消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）

ウ　火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓

エ　感震ブレーカーの導入推進

オ　消防用設備の設置、整備点検とその使用方法

カ　消防対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導

キ　建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

（３）初期消火体制の確立

市は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり指導する。

ア　消火器の各家庭への設置とその使用方法及び組織的消火活動

２　消防力の整備強化

（１）消防力の強化

市は、消防力の整備指針に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増

強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア　消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保

イ　大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進

ウ　必要な資機材等の整備

エ　救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

オ　消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

（２）消防水利等の確保

市は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

ア　防火水槽及び耐震性貯水槽の整備

イ　消防水利の不足した場所においても、有効な消火活動が行えるよう水槽車の配備

ウ　緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

エ　水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

第３項　林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対する対策については、本計画に定めるところによる。

１　林野火災に強い地域づくり

（１）市は、地域の特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画に基づき、消防施設設備の整備等の事業を推進するものとする。事業計画に定める事項は次のとおりである。

ア　防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項

イ　火災予防上の林野管理に関する事項

ウ　消防施設等の整備に関する事項

エ　火災防ぎょ訓練に関する事項

オ　その他林野火災の防止に関する事項

（２）市及び県は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施するものとする。

（３）市及び県は、火災警報発表時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。なお、火災警報が発表された場合、市及び林野の所有（管理）者は、市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行うものとする。

ア　山林、原野において火入れをしないこと

イ　煙火を消費しないこと

ウ　屋外においてたき火をしないこと

エ　屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと

オ　残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること

カ　山小屋等において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

（４）林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

２　林野の所有（管理）者の管理上の指導

市及び県は、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導するものとするが、次の事項については特に積極的に行うものとする。

（１）防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。

（２）自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。

（３）林道構築にあたっては、必要に応じて林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。

（４）事業地には、防火処理を行う。

（５）火入れにあたっては、森林法に基づくほか消防機関と緊密な連絡を図る。

（６）火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）市、県及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　情報の整理

市及び県等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

ウ　通信手段の確保

（ア）市、県及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

（イ）市、県及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器（アマチュア無線など）の整備に配意するものとする。

（２）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）市、県及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）市、県及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

（３）救助・救急、医療及び消火活動関係

ア　救助・救急活動関係

市及び県は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

イ　医療活動関係

（ア）市及び日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握に努めるものとする。

（イ）市及び県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ　消火活動関係

（ア）市及び県は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

（イ）市及び県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進するものとする。

（ウ）市及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

（エ）市、県及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

（４）緊急輸送活動関係

市、県及び県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備をするものとする。

（５）避難収容活動関係

ア　避難誘導

（ア）市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

（イ）市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

（ウ）市は、高齢者、障がい者、その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

イ　避難所

（ア）市は、公民館、学校及び公共的施設等を対象に、避難所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

（イ）市は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

（６）施設、設備の応急復旧活動関係

市及び県等は、それぞれの所管する公共施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

（７）被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア　市、県及び放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ　市及び県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

（８）防災関係機関等の防災訓練の実施

ア　防災訓練の実施

（ア）消防機関は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

（イ）市、県、消防機関、森林組合、民間企業及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

（ア）市、県及び森林組合等が訓練を行うにあたっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫すること。

（イ）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

４　防災知識の普及、訓練

（１）防災知識の普及

ア　市及び県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等への啓発を実施するものとする。

なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行う等林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。媒体については、おおむね次のものを利用するものとする。

（ア）展覧会、講演会開催等による方法

（イ）映画、スライド等映写による方法

（ウ）標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法

（エ）学校、諸団体等への宣伝委嘱の方法

（オ）林業従事者等を対象した講演会を行う方法

（カ）林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

イ　市及び県は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置する等防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

ウ　教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

エ　防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

（２）保健休養林等の保全

レクリエーション等市民の保健と、休養の場となっている「東海自然歩道」等の

場所については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努めるものとする。

（３）防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

（４）住民の防災活動の環境整備

ア　市及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。

イ　林野火災の予防活動については、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠あるので、市及び県は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

第４項　大規模な火事災害対策

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、訓練等を行う。

１　災害に強いまちづくり

（１）災害に強いまちの形成

ア　市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ　市、県及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

（２）火災に対する建築物の安全化

ア　消防用設備等の整備、維持管理

（ア）市、県及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行う等適正な維持管理を行うものとする。

（イ）市、県及び事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。

イ　建築物の防火管理体制

市、県及び事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ　建築物の安全対策の推進

（ア）市及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

（イ）市、県及び事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るととも

に、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図るものとする。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　通信手段の確保

（ア）市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。また、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

（ウ）電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブルの地中化の促進を図るものとする。

（２）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

市、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

（３）救助・救急、医療及び消火活動関係

ア　救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

イ　医療活動関係

（ア）市、県及び日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品・医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

（イ）市及び県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ　消火活動関係

（ア）市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

（イ）市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

（４）緊急輸送活動関係

市、県及び県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制を整備するものとする。

（５）避難受入れ活動関係

市は、緊急避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布により、その内容の住民に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

指定緊急避難場所については、市は、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

（６）施設、設備の応急復旧活動関係

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

（７）関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア　市、県及び放送事業者等は大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

イ　市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

（８）防災関係機関等の防災訓練の実施

ア　訓練の実施

（ア）消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

（イ）市、県、警察、事業者、防災関係機関及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

（ア）市、県、警察、事業者、防災開係機関が訓練を行うにあたっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫するものとする。

（イ）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

３　防災知識の普及、訓練

（１）防災知識の普及

ア　市及び県等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

イ　教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

ウ　防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等、訴求効果の高いものを活用するものとする。

（２）防災関連設備等の普及

市及び県は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努めるものとする。

（３）防災訓練の実施、指導

ア　市及び県等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。

イ　市及び県は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の大規模な火事発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

（４）防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第５項　雪害対策

本市の積雪は比較的少なく神坂、川上（かおれ）、阿木、加子母、付知、川上地区の一部を除いて、直接的な雪害の危険はほとんど見受けられない。しかし、異常気象による大雪の可能性もあることから、雪害に対する道路・施設・資機材の整備等を進める。

（１）道路施設等の整備

道路雪害予防のための道路施設の整備及び道路除雪のための除雪用機械の整備は次によるものとする。

ア　凍雪害防止事業

積雪寒冷地域内における道路について、凍結又は融雪により路盤が破壊されることを防ぐため、又は積雪により交通に支障を及ぼすことを防ぐため、凍雪害防止採択基準（以下「採択基準」という。）に適合する道路について路盤改良や流雪溝の整備、堆雪幅の確保を実施するものとする。

イ　防雪事業

積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、もしくは自動車交通が不能となる箇所又は地形もしくは風向上防雪効果の著しい箇所で、採択基準に準じる箇所について防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵、消融雪施設等防雪施設の整備を行うものとする。

ウ　除雪用機械の整備

道路除雪に必要な機材の整備は、協同組合中津川建設協会に委託する。

エ 道路改築事業

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても 、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

（２）雪崩防止施設の整備等

雪崩危険箇所等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努めるものとする。

（３） 緊急輸送活動関係

県及び市は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、凍結防止剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努めるものとする。

（４）防災知識の普及

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

県及び市は、集中的な大雪が予測される場合において、通行規制の実施や不要・不急の外出を控えることが重要であること、雪道を運転する際の心がけ、雪処理時の注意喚起等の周知に努めるものとする。

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

第６項　危険物等保安対策

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

１　危険物等関係施設の安全性の確保

ア　危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨市（消防署）及び警察署に通報するものとする。

イ　緊急措置

中部近畿産業保安監督部、県及び市は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずるものとする。

ウ　規制、立入検査等

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、県及び市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

県、市及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

エ　教養、指導

県、市及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

オ　安全性の向上

県、市及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

カ　風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

２　危険物等の輸送対策（移送、移動も含む。）

県及び市は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導するものとする。

なお、県は、高圧ガスについて、地域内の高圧ガスの移動に係る災害の発生又は拡大の防止を目的とした、岐阜県高圧ガス地域防災協議会の整備充実に努めるものとし、災害防止の訓練の実施に努めるものとする。

3　高速道路上の危険物等事故対策

岐阜県内の高速道路における危険物等事故対策については、岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル等により対応するものとする。

4　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア　情報の収集・連絡関係

a　情報の収集・連絡体制の整備

県、市、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

県及び市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

b　通信手段の確保

県、市及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ　災害応急体制の整備関係

a　職員の体制

県、市、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b　防災関係機関相互の連携体制

県、市、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

ｃ　ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で必要に応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進するものとする。

ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係

ａ　救急・救助活動関係

県及び市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

ｂ　医療活動関係

県、市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

県、市は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ｃ　消火活動関係

県及び市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

県、市及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

エ　緊急輸送活動関係

県、市、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備を努めるものとする。

オ　危険物等の流出時における防除活動関係

県及び市は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

カ　避難受入れ活動関係

市は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努めるものとする。

キ　施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

ク　防災業務関係者の安全確保関係

県及び市は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

ケ　関係者等への的確な情報伝達活動関係

県、市、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

県及び市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

コ　防災関係機関等の防災訓練の実施

ａ　防災訓練の実施

消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。

県、市、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

ｂ　実践的な訓練の実施と事後評価

県、市、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

サ　災害復旧への備え

県、市、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

５　防災知識の普及、訓練

ア　防災知識の普及

県、市等は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

・危険物安全週間（毎年６月第２週の日曜日から土曜日の１週間）
・危険物安全の日（毎月８日）
・高圧ガス保全活動促進週間（毎年10月下旬の１週間）
・ＬＰガス消費者保安月間（毎年10月）

・火薬類危害予防週間（毎年６月中旬の１週間）

イ　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

県、市等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第７項　渇水対策

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある（水道施設及び井戸。以下「施設」という。）等に対する予防対策は、本計画の定めるところによるものとするが、各施設の管理者等は、飲料水の確保を図るため、生活用水の需給計画を策定するとともに施設の改善整備に努めるものとする。

なお、災害等による飲料水の供給は、風水害等対策編第１章第７節「給水計画」、地震対策編第３章第４節「飲料水、電気、ガス、通信、放送関係」の定めるところによるものとする。

１　現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における飲食用水や給水拠点の設定等、飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努めるものとする。

２　水道等の普及

市は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めるものとする。

３　渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次によるものとする。

（１）広　報

広報活動は、次のいずれかにより実施するものとする。

ア　テレビ、ラジオ、新聞等の利用

イ　市民安全情報ネットワーク、広報車、防災行政無線、市ホームページ、チラシ、広報紙、横断幕等の活用

ウ　住民、大口利用者等に節水協力の要請

（２）給　水

あらかじめ策定した給水計画及び渇水対策マニュアルにより給水制限（第１次から第６次節水）を実施するものとする。

なお、今後取り組んでいかなければならない事として以下の事項を課題とする。

ア　消防水利を有しない区域についての防火水槽の整備

イ　防火水槽の整備が困難な地域については飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

ウ　多様な水源（井戸等）の確保

４　給水資機材の確保等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資器材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、可搬式ろ過器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努めるものとする。

５　水道施設の強化

水道施設の耐震強化及び緊急遮断弁の設置、主要水道施設の予備電源設備の確保、無

停電電源装置の整備、指定避難所の応急給水栓（県営水道直結方式を考慮）等、緊急時における飲料水の供給が可能となるよう強化、整備に努めるものとする。

6　飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあっては、岐阜県水道災害相互応援協定及び日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援を要請するものとする。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曽川水系緊急水利調整協議会（事務局：中部地方整備局）と緊密な連絡をとり実施するものとする。

なお、木曽川水系以外の水系についても、木曽川水系に準じて実施するものとする。

7　自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に他の施設からの応援によっても、なお飲料水の確保ができないときは、風水害等対策編第１章第３節「自衛隊派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣を知事に要請するものとする。

第８項　観光施設対策

本市においては、宿泊休養施設（ホテル、旅館等）及びレジャー施設（キャンプ場、遊園地等）等（以下「観光施設」という。）が多数存在しており、市は、その利用者の安全を図るため、各観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者等」という。）に対して、災害時に備えた体制の整備に努めるよう指導するものとする。

１　責任体制の整備

管理者等は、施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておくものとする。

また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の確保に努め、災害時に備えるものとする。

なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

２　気象警報等の把握と避難

管理者等は、テレビ・ラジオ等の放送や、市民安全情報ネットワーク、ホームページ等で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、市及び消防、警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努めるものとする。

３　市との連絡体制

管理者等は、観光施設に危険が予想されるときは、市との連絡体制を整えるとともに、市長が適切な避難の指示が行えるようにしておくものとする。

また、市が気象警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者等に伝達するように努めるものとする。

第９項　ライフライン対策

電気、ガス、上下水道等のライフラインは、ほとんどの市民がその依存により生活している。災害時においてその供給が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等、極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急バックアップ体制、広域応援体制あるいは広報の伝達体制の確保を図る。

１　水道施設

水道水の安定供給と二次災害防止のため、水道施設の整備等に努める。

（１）水道水源の多元化

災害時の水道水の安定供給を図るため、水源の多元化を推進する。

（２）水道施設の整備

ア　取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化

イ　緊急時給水拠点としての配水池及び重要給水施設への送配水管の整備推進

ウ　導・送・配水管路の耐震性の強化

エ　配水系統の相互連絡

オ　水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備の整備

（３）応援体制の整備

ア　広域的相互応援体制

「岐阜県水道災害相互応援協定」並びに「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定」に基づく応援、受入れ体制の整備に努める。

イ　中津川市管工事協同組合との応援協定

災害復旧資機材等の優先調達契約の締結を推進する。

２　下水道施設

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたっては、立地条件に応じた、地震対策に努める。

（１）施設点検の定期的実施による危険箇所の把握

（２）施設設備の耐震対策

ア　ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の強化

イ　その他の施設については、施設の複数化、予備の確保による機能確保を図り、また、補修の容易な構造、復旧対策に重点を置いて整備

ウ　停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備

エ　ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩（ろうえい）、その他の二次災害が発生しないよう整備する。

（３）施設が損傷した場合の、最低限の処理機能が確保される施設の弾力的運用

（４）処理場施設が損傷した場合の、代替機能の確保のためのネットワーク化

（５）下水道情報のバックアップシステムの確立

（６）他都市の下水道管理者及び関係機関との支援方法、資機材の確保体制の確立

３　電気施設

市民生活に不可欠な電気施設の安定供給あるいは災害時の応急対策のため、供給の停止又は復旧情報の伝達体制を確立する。

また、市等は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

４　鉄道等輸送施設

（１）鉄道

旅客の安全と円滑な物資の輸送手段を確保するため、輸送施設の停止又は復旧情報の伝達体制を確立する。

（２）バス・トラック

トラック協会等と応援協定等の締結を図り、輸送手段の確保を図る。

５　電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

（１）非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保

（２）地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保

（３）応急復旧機材の配備

（４）通信の断絶及び通信輻輳（ふくそう）対策の推進

（５）重要通信の確保

（６）要員の確保

６　ガス（ＬＰガス事業者）

災害発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

（１）ＬＰ供給設備の安全性の強化

ア　機器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

イ　安全性機器の設置を促進する。

（２）緊急措置体制の整備

ア　各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

イ　青年部による緊急動員体制を整備する。

（３）ＬＰガス受給家への啓発活動の推進

災害発生時における容器バルブの開閉等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

７　ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能の確保に努める。

（１）避難所その他公共施設での井戸の確保

（２）飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置

（３）避難所その他公共施設への自家発電装置の設置

（４）避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け

（５）仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者の協定）

（６）各種通信体制の活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット等

第１０項　航空災害対策

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策については、本計画に定めるところによるものとする。

１　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　通信手段の確保

（ア）市、県及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

（イ）市、県及びその他防災関係の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

（２）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

（３）捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係

ア　消火救難及び救助・救急、消火活動関係

市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、

化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

イ　医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

ウ　捜索活動支援関係

市及び県は、迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリコプターの燃料備蓄及びヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

（４）緊急輸送活動関係

市、県及び県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

（５）関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア　市、県及び放送事業者等は航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ　市及び県は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

（６）防災関係機関の防災訓練の実施

ア　防災訓練の実施

市、県、警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関は相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

（ア）市、県、警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関が訓練を行うにあたっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等、様々な条件を設定する等、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

（イ）訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第１１項　道路災害対策

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、訓練等を行う。

１　道路交通の安全のための情報の充実

（１）市、県及び防災関係機関は、気象庁（岐阜地方気象台）による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁（岐阜地方気象台）と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

（２）道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

２　道路施設等の整備

（１）道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

（２）道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

（３）道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

（４）道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）市、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。また、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるもの

とする。

（２）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）市、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）市、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

市、県、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ　備蓄拠点の設置及び資機材の配備

県は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努めるものとする。

（３）救助・救急、医療及び消火活動関係

ア　救助・救急活動関係

市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

イ　医療活動関係

（ア）市、県及び日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

（イ）市、県及び道路管理者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ　消火活動関係

道路管理者及び市等は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

（４）緊急輸送活動関係

市、県、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

（５）危険物等の流出時における防災活動関係

市、県及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

（６）関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア　市、県及び放送事業者等は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

イ　市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

（７）道路啓開訓練の実施

国及び県は、市、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努めるものとする。

（８）施設、設備の応急復旧活動関係

ア　道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

イ　道路管理者は、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

（９）災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

４　防災知識の普及

市及び県は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

５　再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第１２項　原子力災害対策

原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害については、本計画に定めるところによる。
なお、感染症対策については、別に定める「原子力災害時における感染症対策要領」等に基づき実施することとする。

１　想定される原子力災害の影響

岐阜県による敦賀原子力発電所の「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成 24 年 9 月、同年 11 月追補版）によれば、本市は原子力災害対策重点地域や原子力災害対策強化地域に該当しないものの、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、原子力災害対策の実施に当たっては、空間放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応するものとする。

また、放射性物質等の輸送段階での事故や、原子力事業所周辺の被災市町村から避難者等を受け入れることも想定し、適切な対応を図るものとする。

２　放射性物質等の輸送対策（移送、移動も含む）

放射性物質等の輸送中の事故による災害を防ぐため、市、県は、放射性物質の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。

市は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備するものとする。

３　高速道路上の原子力事故対策

岐阜県内の高速道路における原子力事故対策については、「岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応するものとする。

４　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（１）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

（ア）市、県、事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において原子力災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

（イ）市、県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　通信手段の確保

（ア）市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

（イ）市、県及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

（２）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

（ア）市、県、事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

（イ）市、県、事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成して職員に周知するとともに、定期的に活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について確認を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県、事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関、事業者団体において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。また、事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、国及び県の協力の下、他の市町村との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

ウ　緊急時モニタリングへの協力

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響を評価するため、平常時からモニタリングポスト測定データを収集する。一方、緊急時における初動時の環境放射線量等のモニタリングについては、県全域をくまなく速やかにモニタリングするため、市はこれに協力する体制を整備する。

（３）救助・救急、医療

ア　救助・救急活動関係

市、県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ　医療活動関係

（ア）市、県及び日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、被災者等が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握に努めるものとする。

（イ）市、県及び事業者は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

（４）緊急輸送活動関係

県及び警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交

通管理体制の整備をするものとする。

（５）放射性物質の流出時における防除活動関係

県は、放射性物質が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

（６）避難収容活動関係

ア　避難誘導

（ア）市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

（イ）市は、高齢者、障がい者、その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

イ　避難所

（ア）市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

（イ）市は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

ウ　広域避難

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、国や県等との協力の下、広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。

（７）防災業務関係者の安全確保関係

市、県は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

（８）被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア　市、県及び放送事業者等は、原子力災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ　市、県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

５　防災知識の普及、訓練

（１）防災知識の普及

ア　市及び県等は、住民に対し、原子力災害の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るため、以下の事項等について継続的な広報活動を実施する。

（ア）放射性物質及び放射線の特性に関すること

（イ）原子力施設の概要に関すること

（ウ）原子力災害とその特性に関すること

（エ）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

（オ）屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用等、緊急時にとるべき行動及び留意事

項等に関すること

イ　教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

ウ　防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得て、ソーシャルメディア等のインターネット、ビデオ等、多様なメディアの活用体制の整備に努め、訴求効果の高いものを活用する。

（２）防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第９節　危険箇所の予防対策

市内の河川氾濫、山崩れ、がけ崩れ、老朽ため池などの災害が予想される箇所にたいして、事前に対策を講じるものとする。

１　災害危険地予察

市は県や自衛隊等の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等、災害が予想される箇所の予察を行い、また、県は防災ヘリコプターを利用して災害危険地の調査を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を市及び県地域防災計画に反映するものとする。

２　山地等崩壊防止対策

降雨及び融雪により山腹崩壊、土石流等の発生が予想される箇所については、同章第２節「土砂災害防止対策」により改修等を行うものとする。また、市は、「林地崩壊防止事業」及び「災害関連山地災害危険地区対策事業」を実施する場合には、円滑な実施を図るため積極的に県の指導、協力を受けるものとする。

３　土砂流出防止対策

土砂災害のおそれのある区域についての危険性の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を講じるため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成 13 年 4 月 1 日から施行されたことを受け、土砂災害のおそれのある土、岩石等の採取及び宅地造成等次の（１）から（３）に係る事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、市は直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止するものとする。

（１）岐阜県土採取規制条例施行の徹底

市内の土採取については、条例所定の届出を徹底させるとともに土砂の流出、林地崩壊等の防止措置を講じさせるものとする。

（２）岩石採取に伴う土砂流出防止

採石法に基づく岩石採取に伴い、がけ崩れ、土砂流出が予想される場合は、市は県と連携の上、必要に応じ岩石採取について、災害の防止措置を講じさせるものとする。

（３）宅地造成工事の規制

宅地造成においては関係する法令を遵守するよう徹底するとともに、がけ崩れ、土砂流出が予想される場合は、市は、県と連携の上必要に応じ、区域を指定して宅地造成に関する工事について、災害の防止措置を講じさせるものとする。

４　ため池対策

農業用ため池等の老朽化に伴う破堤漏水等により、災害の発生が予想される箇所を未然に防止するための整備改修計画は、同章第２節「ため池防災、防災営農対策」によるものとする。

５　積雪期における道路交通対策

積雪寒冷地域における交通を確保するため除雪、防雪、凍害防止を行うものとする。

６　災害危険地域の家屋移転対策等

防災のため災害の危険な地域での住宅移転等の事業は、次によるものとする。

（１）防災のための集団移転促進事業

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、市が集団移転促進事業を実施する場合、県に事業が円滑に推進されるよう助言、指導その他の援助を要請するとともに、移転者に対しては資金の融通あっせん、職業紹介、職業訓練その他移転者の生活確保に泌要な援助を行うよう努めるものとする。

（２）がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、出水等の危険が著しい地域で岐阜県建築基準条例第４条により指定された災害危険区域にある既存不適格住宅の移転を促進するため、市が移転者に対し借入金の利子相当額を補助する事業を行う場合、県は国費と合わせてその４分の３を補助するものとする。

（３）地すべり関連住宅資金の融資

地すべり等防止法により、自ら居住し又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し又は建設しようとする者で、住宅金融支援機構から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものとする。

ア　貸付けを受けることのできる者

地すべり等防止法第 24 条第３項の規定により県知事の承認を得た関連事業計画に記載された住宅部分を有する家屋を移転し、又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で自ら居住し又は他に貸すために関連事業計画公表の日から２年以内に地すべり関連住宅を移転又は建設しようとするもの。

イ　貸付けを受けることのできる住宅

本資金は、次の条件に適合する住宅でなければならない。

（ア）おおむね 13 ㎡以上の住宅部分を有する家屋であること。

（イ）移転又は建設後において建築基準法の構造規定に適合するものであること。

（ウ）木造等の住宅を建築する家屋は、原則として１戸建てであること。

（エ）各戸に居住室、便所及び炊事場を設けること。

ウ　貸付けの条件

本資金のその他貸付条件は、「添付資料」に掲げるとおりである。

エ　借入手続その他

本資金の借入申込み手続及び資金交付の方法については災害復興住宅資金同様に取り扱うものとする。

（４）宅地防災工事資金の融資

宅地造成等規制法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 13 年４月１日から施行）及び建築基準法に基づき、土砂の流出等による災害から宅地を守るため、工事を行うよう地方公共団体から勧告又は命令を受けた者に対し、住宅金融支援機構が資金を融資するものとする。

ア　貸付けを受けることのできる工事

（ア）のり面保護

（イ）排水施設の設置

（ウ）整地

（エ）擁壁の設置

（オ）その他の措置

イ　貸付条件

本資金のその他貸付条件は、次に掲げるとおりである。

〔宅地防災工事資金〕

融資の相手方	宅地造成等規制法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による勧告又は改善命令を受け、擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事を行うもの
償還期間	１５年以内
融資利率	年１．６７％（個人向け）
融資限度額	宅地防災工事に要する費用の９０％に相当する金額、又は1,030万円のいずれか低い額

第１０節　防災対策に関する調査研究

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、自分たちのまちにはどんな災害危険があり、どこがどのように危険なのかを把握する基礎的調査及び研究を推進する。

１　風水害対策基礎調査

風水害による災害を最小限に留める対策を樹立するため、市は県と協力し、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進するものとする。

（１）市域における既往の風水害

（２）降水量と山腹等の崩壊災害

（３）降水量と土石流・がけ崩れ等の土砂災害

（４）降水量と河川災害

（５）浸水想定区域図の作成・公表

２　防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域実情に即して的確に把握するための事前評価を積極的に実施し、効果的かつ効率的な防災対策の推進に努めるものとする。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進するものとする。

３　風水害に強いまちの形成

岐阜県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見や浸水深・発生頻度等を踏まえ、豪雨・洪水・土砂災害等に対するリスク評価の実施について検討するものとする。また、評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第１１節　文教対策

学校、幼稚園、保育園、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。
また、文化財の適切な保護、管理体制の確立を図る。

１　防災上必要な組織の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先するものとする。

２　防災教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努めるものとする。また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童生徒への防災知識の普及に努めるとともに、児童生徒を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、併せて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させるものとする。なお、各学校は、次の事項に留意してその普及に努めるものとする。

（１）防災知識の普及は、正規な教育課程に位置づけて実施すること。特に学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努める。

（２）災害時においては、児童生徒の生命尊重、安全退避を第一とし、火災、風水害、雪害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を樹立し、事前に児童生徒へ周知を図ること。この場合特に低学年の児童や、身体的障がいのある児童生徒にはよく理解させ徹底しておくものとするが、特に盲・聾学校及び身体に障がいのある児童生徒のいる学校においては避難方法その他の救助について周到な計画をたて、その安全確保に努めること。

（３）学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の注意を用い、児童生徒に対しても火遊び等をしないよう指導すること。

（４）児童、生徒の通学路に沿う危険箇所については、学校は、事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底しておく。

（５）児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず生命身体の安全を確保したうえで実施すること。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活

動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。

3　避難その他の訓練

学校その他文教施設の管理者は、関係職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童生徒の避難、誘導等、防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施するものとする。なお、訓練計画の樹立及び訓練の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

（１）計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒の発達段階等、それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

（２）訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒の自主的活動と相まって十分の効果を収めるように努める。

（３）火災、風水害等、それぞれの場合における計画を樹立し、訓練を実施する。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならぬよう注意する。毎年１月 26 日は文化財防火デーであり、この時期に合わせて、文化財の防火訓練に努めるものとする。

（４）訓練は毎学期１回程度実施する。

（５）訓練の実施にあたっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。

（６）平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。

（７）計画の樹立及び訓練の実施にあたっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。

（８）訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

4　気象警報等の把握・伝達

学校等における災害に関する注意報、警報及び情報等の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努めるものとする。

（１）市立学校

市教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等、学校施設における災害対策実地のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、その他の情報の把握に努める。なお、気象情報等の伝達は、風水害等対策編第１章第６節「警報・注意報・情報等の計画」に基づき、市教育委員会は、各学校長に対し伝達するものとする。

（２）幼稚園及び保育園

各園長は、市ホームページ及び市民安全情報ネットワークの活用とラジオ・テレビ等の放送に留意して、災害に関する気象の把握に努め、災害予防の適正を期するものとする。

（３）その他の教育機関

児童館、児童センター並びに学童保育所の管理者は、前項に準じて、行うものとする。

5　臨時休業

災害の発生が予想され臨時に授業を行わないこととする場合は、次によるものとする。

（１）学校等

災害の発生が予想される場合の学校等の臨時休校（園）については、各学校長及び幼稚園長は、中津川市立小中学校管理規則（平成 12 年中津川市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 4 項及び中津川市立幼稚園管理規則（昭和 58 年中津川市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、必要に応じて休校（園）等の措置をとるものとする。また、保育園長は、中津川市立幼稚園管理規則第 5 条第 3 項の規定に準じた措置をとるものとする。なお、その他の教育機関の臨時休業については、施設管理者が決定し徹底を期するものとする。

6　登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。また、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

（１）通学路の設定

ア　通学路については、中津川警察署、恵那土木事務所、市消防本部等、関係機関及び地元関係者と連携を図りつつ、学区内の様々な状況下の危険箇所を把握して点検を行う。

イ　平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する。

ウ　異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

エ　児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

オ　園児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添う。

（２）登下校の安全指導

ア　異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

イ　通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ　登下校時における危険を回避できるように、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

7　文教施設の耐震化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の建築にあたっては、耐震化を促進する。

8　文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

９　危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令にしたがい適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるように適切な予防措置を講ずる。

第１２節　防災施設等の整備

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

１　地震防災緊急事業の推進

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

２　地震防災緊急事業五箇年計画

ア　概要

ａ　都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年間の計画

ｂ　対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、全県

ｃ　作成主体は、都道府県知事

ｄ　計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3 条第1 項に掲げる施設等の整備等に関する事項

イ　経緯

第1次計画は、平成8年度から平成12 年度

第2次計画は、平成13年度から平成17年度

第3次計画は、平成18年度から平成22年度

第4次計画は、平成23年度から平成27年度

第5次計画は、平成28年度から令和2年度

第6次計画は、令和3年度から令和7年度